

農林水産物・食品の輸出の促進に関する 令和 8 年度予算概算要求

- ・農林水産省輸出関係予算.....1～83
- ・農林水産物・食品輸出本部関係省庁予算.....84～101

農林水産物・食品輸出本部

令和8年度当初予算の概算要求の概要（輸出関連予算）

輸出関連予算

農林水産物・食品の輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化 1

【供給力向上】

・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業	2
・グローバル産地づくり推進事業	3
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	4
コミュニティ形成等支援事業	5
日本発の水産エコラベル普及推進事業	6
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業	7
JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業	8
農林水産物・食品輸出関連金融支援事業	9
・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	10
・共同利用施設の整備支援	11
強い農業づくり総合支援交付金	12・13
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	14
・持続的生産強化対策事業	15～17
・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業	18～21
・地域の持続的な食料システム確立推進支援事業	22
・養殖業成長産業化推進事業	23
・みどりの食料システム戦略推進交付金	24～26
・農地利用効率化等支援交付金	27
・農業農村整備事業＜公共＞	28
・農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）	29
・農業農村整備関係事業（大区画化等加速化支援事業）	30
・農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）	31
・戦略的農林水産研究推進事業	32～35
・生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発	36
・スマート農業技術の開発・供給促進事業 （スマート生産方式SOP作成研究）	37

【需要拡大】

・新市場開拓推進事業	38
品目団体輸出力強化支援事業	39
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業	40
・輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	41
・食産業の戦略的海外展開支援事業	42
・食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業	43
・中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業	44
・植物品種等海外流出防止総合対策・活用推進事業	45
・農業知的財産保護・活用総合支援事業	46
・ブランド・GI推進事業	47
・植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業	48
・輸出環境整備推進事業	49
輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業	50
自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業	51
農畜水産モニタリング検査支援事業	52
農畜水産物モニタリング検査法確立事業	53
輸出先国規制対応支援事業	54
国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業	55
EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視事業	56
生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業	57
輸出事業者登録推進事業	58
・米穀周年供給・需要拡大支援事業	59
・米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業	60
米・米加工品輸出拡大事業	61
APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業	62
・新事業創出・食品産業課題実証等事業（加工食品の国際標準化事業）	63
・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業	64
・輸出植物検疫に係るエビデンスの構築等事業	65
・木材需要の創出・輸出力強化対策	66
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	67
特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業	68

令和8年度当初予算の概算要求の概要（輸出関連予算）

インバウンドによる食関連消費拡大の関連予算

インバウンドによる食関連消費拡大	69
・インバウンド食関連消費拡大推進事業	70
インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業	71
インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業	72
・【再掲】新市場開拓推進事業	73
・【再掲】ブランド・GI推進事業	74
・地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）	75
・地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	76
・海業振興支援事業	77

食品産業の海外展開の関連予算

食品産業の海外展開	78
・【再掲】輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	79
・【再掲】食産業の戦略的海外展開支援事業	80
・【再掲】食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業	81
・【再掲】新市場開拓推進事業	82
・【再掲】ブランド・GI推進事業	83

農林水産物・食品の輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

令和8年度予算概算要求額 15,239百万円（前年度 12,355百万円）

<対策のポイント>

海外需要の拡大と供給力の向上の取組を車の両輪とした農林水産物・食品の輸出促進の取組に加え、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大の取組との連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた取組を支援します。

<政策目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

農林水産物・食品の輸出促進

供給力向上の取組

－低コストで競争力の高い輸出産地形成、海外需要に対応した生産の強化－

- 国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援 250百万円（前年度 100百万円）

- 輸出に対応した生産・流通体系への転換等を通じた大規模輸出産地の形成、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保支援 665百万円（前年度 592百万円）
- 輸向けHACCP等の認定・認証取得に必要な施設や機器の整備等を支援 123百万円（前年度 123百万円）
- 改正基本法を踏まえた、食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携した、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 12,152百万円（前年度 11,952百万円）の内数
- 食肉の輸出拡大に必要な食肉処理施設の再編や機能高度化等を支援 2,122百万円（前年度 1,242百万円）の内数
- 低魚粉飼料、栄養価が高い人工種苗向け初期餌料の大量培養技術、ブリ等の成長に優れた人工種苗の開発を実施 395百万円（前年度 295百万円）等

需要拡大の取組

－オールジャパンでのマーケットイン輸出の強化、知的財産の保護・活用－

- 認定品目団体やジェトロ・JFOODOが連携してオールジャパンで行う、新市場の開拓に向けた商流構築等を支援 2,462百万円（前年度 2,243百万円）
- コメ・コメ加工品の更なる輸出拡大のため、需要開拓・定着に向けたプロモーション等、輸出事業者と産地が連携した取組を支援 785百万円（前年度－）
- 輸出支援プラットフォームによる、食品企業の輸出拡大・海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化 431百万円（前年度 214百万円）
- 輸出先国の規制等に対応した農畜水産物のモニタリング検査や国際的認証の取得、残留農薬基準値設定の申請、EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定等の取組を支援 1,385百万円（前年度 1,298百万円）
- 知的財産の保護・活用に向けた相談対応の強化、海外での植物新品種登録や戦略的ライセンスの推進、地理的表示等によるブランド化等を支援 695百万円（前年度 410百万円）等

インバウンドによる食関連消費の拡大

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的取組等を支援 214百万円（前年度 26百万円）

食品産業の海外展開

海外展開に関するアドバイザーの新設等により、事業者毎に異なる事業ステージやニーズに応じた知見・ノウハウを蓄積しつつ、ワンストップ・伴走型支援で課題解決を支援 803百万円（前年度 364百万円）

サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

令和8年度予算概算要求額 250百万円（前年度 100百万円）

<対策のポイント>

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、**国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。**

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーン（規制の厳しい輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、戦略的なサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための**具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。**

2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1. の計画の下、コンソーシアムが行う、
 - ① 生産・出荷段階の課題解決（産地の供給力強化や共同集出荷等）
 - ② 流通段階の課題解決（販売までの物流効率化等）
 - ③ 販売段階の課題解決（現地におけるテスト販売等）など**戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実証の取組を支援します。**

<事業の流れ>



※1 中小企業等は2/3補助（2. の機器購入費用は1/2補助）

※2 フラグシップ輸出産地を含むコンソーシアム、食品企業の海外展開と一体的な商流づくりの取組は採択に際して優遇



グローバル産地づくり推進事業

令和8年度予算概算要求額 665百万円（前年度 592百万円）

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等**を支援するほか、GFPを活用した**伴走支援、交流イベントの開催、輸出人材の育成・確保等**を支援します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

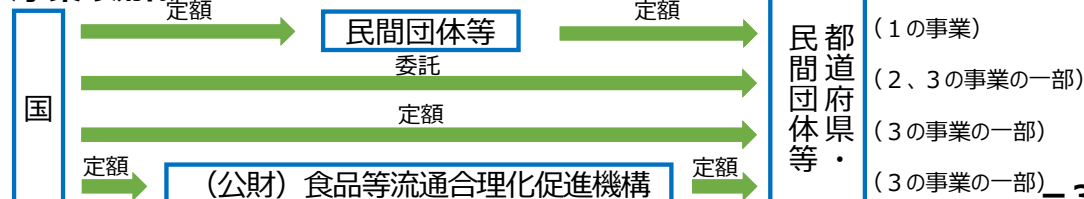
2. GFPを活用した伴走支援、交流イベント開催、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**輸出熟度や規模に応じた伴走支援等**を実施するとともに、輸出に取り組む事業者の結束を強化する**チーム作りのための交流イベント**を開催します。また、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成、関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

事業者の輸出リスクに対応するため、（株）日本公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



【大規模輸出産地モデル形成等支援】

○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援

生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

- ・輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等

（集荷・流通面の転換）

- ・鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等

大規模輸出産地のモデル形成

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

伴走支援



（圃場の視察）

GFP交流イベント



（GFP超会議の様子）

人材育成等



（人材育成・情報発信）

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系**への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換及び、輸送コスト低減や混載等を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

<事業の流れ>

国

→ 定額

民間団体等

→ 定額

都道府県等
（複数主体による協議会含む）

<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備

都道府県

経済連等

輸出商社

農協等

物流会社

- 生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会等の開催
- 現地調査や現地プロモーションの実施等

生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

- 輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- 耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等

（集荷・流通面の転換）

- 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等

大規模輸出産地のモデル形成

お問い合わせ先

輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

- 4 -

＜対策のポイント＞

輸出産地等の裾野を広げ、海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した伴走支援、交流イベントの開催、輸出人材の育成・ニーズに合った輸出人材の確保等の実施、GFPコミュニティサイトの運営、加工食品の輸出強化等を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. GFPの活動取組の強化 80百万円（前年度90百万円）
地域の「稼ぎ」や人材の呼び込み等、地方創生につながる輸出を推進するとともに、輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断とそのフォローアップ、商流構築等、多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援、交流イベントの開催、GFPコミュニティサイトの運営、人材育成機関と連携した輸出に関する知見やマインドを有する人材の育成や、関係省庁や民間団体と連携した人材マッチングや情報発信等を通じ、ニーズに合った輸出人材の確保等を実施します。

＜GFPとは＞
Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

2. 加工食品の輸出強化 63百万円（前年度 53百万円）
加工食品の輸出拡大に向けて、輸出先国・地域の規制や市場状況、事例等の調査・分析を行い、賞味期限延長対応、代替食品添加物や包材、表示等の諸外国規制対応のほか、具体的な商流構築、輸出有望食品や新たなマーケットの発掘、リスク等も考慮した輸出戦略等、課題解決に向けた取組を品目横断的に支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1. GFPの活動取組強化】～輸出産地等の裾野を広げるためのGFPコミュニティ形成等支援～
伴走支援 GFPコミュニティサイト 人材育成等



（圃場の視察）

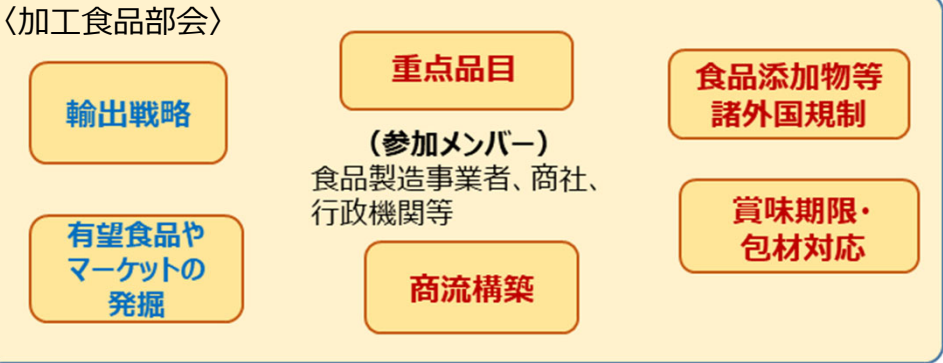


（GFP会員向け利用メニュー）



（研修でのグループディスカッション）

【2.加工食品の輸出強化】



（1の事業） 輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）
（2の事業） 新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

<対策のポイント>

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、**我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を推進**します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 国内における水産エコラベルの認証取得数の拡大（水産物全体で2023年度末から1.5倍〔2030年度末まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する規格等の改訂に向けた取組

水産エコラベル認証の国際的な基準の維持に係る規格・ガイドライン等の策定・改訂を支援します。

2. 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組

国際機関等への働きかけ、展示会の出展等による情報発信、商談会の開催、水産エコラベルの相互認証の推進のための取組を支援します。

3. 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組

認証審査体制の強化に係る認証審査員等向け研修会の開催を支援します。

【水産エコラベルが貼付された商品の例】



国際水準の水産エコラベルの推進

- ・国際的な承認を維持するために必要な規格・ガイドライン等の策定・改訂



水産エコラベル認証の普及

認知度の向上

- ・国際機関等との連携
- ・展示会の出展等による情報発信
- ・商談会の開催
- ・水産エコラベルの相互認証の推進



認証取得の促進

- ・認証審査員の増加



水
産
物
の
輸
出
増
加

<事業の流れ>



規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業

令和8年度予算概算要求額 22百万円（前年度 32百万円）

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出の拡大に資する日本発の食品安全マネジメント規格の国際標準化の環境整備を支援します。
また、中小事業者等による国際標準の食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. JFS規格の国際標準化支援

- ① 日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の国際標準としてのステータスの維持・向上のため、規格承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における情報収集、GFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の検討・策定に必要な取組を支援します。
- ② 食品の輸出事業者や食品行政関係者等に、国際標準であるJFS規格の認知度と理解の向上を図るためのセミナーの開催を支援します。
さらに、現地においてJFS規格のニーズの開拓及び規格認証へのアクセス向上を図るため、審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援します。

2. JFS規格の活用拡大支援

輸出潜在力の高い国内の中小事業者の海外展開に資するJFS規格の活用を推進するために、食品安全マネジメントに関する知識等の事業者への定着・涵養に必要な人材を育成する研修会の開催を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

輸出拡大に向けた環境を整備するため、輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

ISOや諸外国の国際標準化の状況や、新たにJASを制定すべき分野、ISO提案を行う分野について調査を実施し、新規JAS及び国際標準化の検討を行います。

2. 国際規格の制定等

JAS等の国際標準化に向け、国際標準化戦略の検討、技術的データの収集、関係者間の合意形成、海外との調整・調査等を実施します。

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

民間企業等において、国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉に精通した専門人材を育成するための高度な研修を実施します。

4. 国際規格認証に向けた体制整備

農業・食品産業分野における日本発の国際規格を輸出力の強化に結び付けるため、当該国際規格の普及・認証体制整備を行います。

<事業イメージ>

○ 輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進

JAS等をベースとした国際標準化の推進

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

2. 国際規格の制定等

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

国際標準化活動の
実践

国際標準の戦略的活用

4. 国際規格認証に向けた体制整備

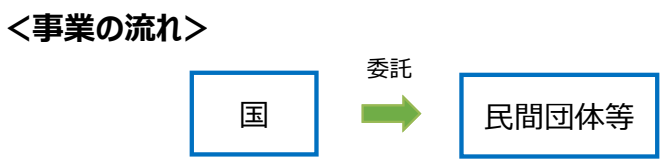
農林水産物・食品の
輸出環境整備

➤ 農林水産業・食品産業に国際標準化のノウハウ・経験を蓄積

➤ 業界による積極的な国際標準化、国際規格の活用の促進

○ 民間の取引条件等の課題を解決

○ 輸出拡大に向け、規格に既に合致している我が国産品をそのまま市場に出せる環境を整備



＜対策のポイント＞

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受けるときに必要な**保証料の負担**や、海外サプライチェーンを構築するために必要となる施設整備等に必要な融資を受けた場合の**金利負担を軽減**します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

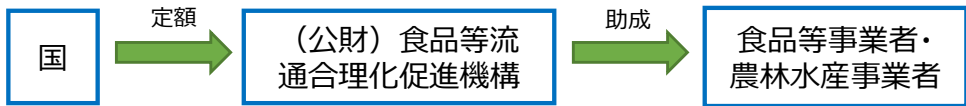
＜事業の内容＞

1. 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業（継続分） 3百万円
認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）に対し、以下内容により保証料を支援。

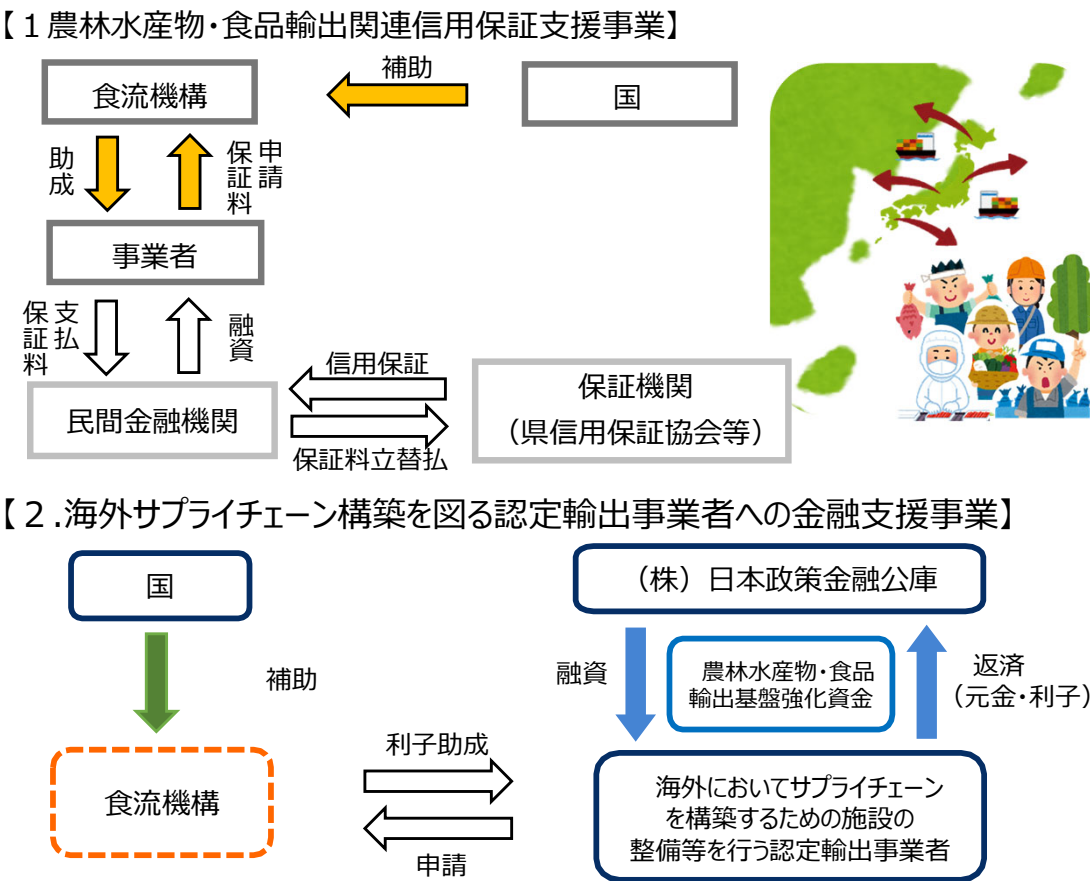
- ①対象：食品等事業者・農林水産事業者が、**認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金**の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）
- ②措置内容：①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った**保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援**します。

2. 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業（新規分・継続分） 3百万円
（株）日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（**海外においてサプライチェーンを構築するための施設の整備等に必要な資金**）の融資を受け、認定輸出事業計画に基づき海外での活動を行う認定輸出事業者に対し、**対象資金の金利負担を軽減**します。（最大2％、最長5年間）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】
（1の事業） 輸出・国際局 輸出支援課 (03-3502-5593)
（2の事業） 輸出・国際局 海外連携グループ (03-3502-8058)

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

令和8年度予算概算要求額 123百万円（前年度 123百万円）

<対策のポイント>
食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

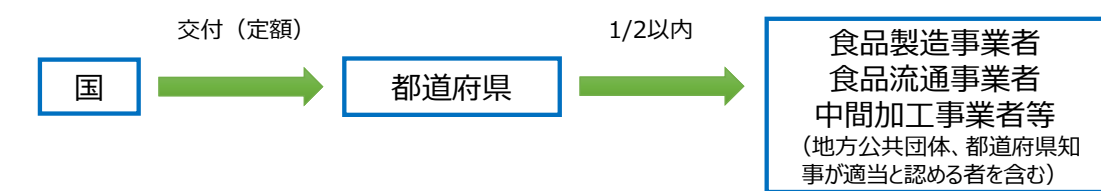
加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>



(関連事業)
食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業
2,122百万円（前年度 1,242百万円）の内数

- ① 食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。
- ② 食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、**付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援**します。



排水溝

施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）
畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

共同利用施設の整備支援

令和8年度予算概算要求額 22,123百万円（前年度 19,952百万円）

<対策のポイント>

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

12,152百万円（前年度 11,952百万円）

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

9,971百万円（前年度 8,000百万円）

①共同利用施設の再編集約・合理化

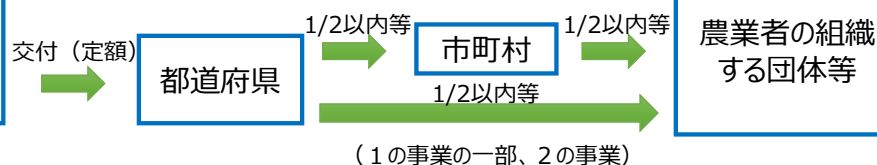
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

②再編集約・合理化のさらなる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>

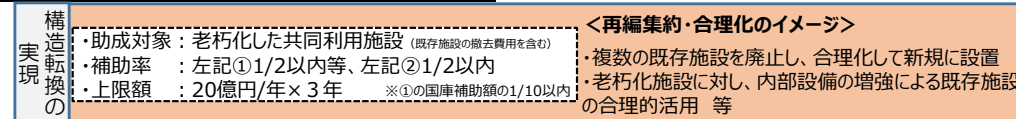
定額、1/2以内（1の事業の一部）



1. 強い農業づくり総合支援交付金



2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業



[お問い合わせ先]

（1の①②、2の事業） 農産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）

（1の③の事業） 新事業食品産業部食品流通課 （03-6744-2059）

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算要求額 12,152百万円（前年度 11,952百万円）

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。



<事業の流れ>

定額、1/2以内

1/2以内等

1/2以内等

1/2以内等

農業者の組織
する団体等

（1の事業の一部）

（1の事業の一部、
2、3の事業）

【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室

（03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課

（03-6744-2059）

食料システム構築支援タイプ

令和8年度予算概算要求額 12,152百万円の内数（前年度 11,952百万円の内数）

<対策のポイント>

○ 食料・農業・農村基本計画の改正内容を踏まえ、**実需者**とつながりの核となる**事業者**と**農業者・産地**が連携して策定する「**食料システム構築計画**」に基づき、**ソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

○基本法の改正を踏まえた食料システムを構築していくためには、生産現場の施設整備にとどまらず生産から流通に至るまでの諸課題を一体的に解決していく必要があるため、**ソフト・ハード事業を一体的に支援し、新たな食料システムの実装を強力に推進**します。

1. 生産・流通体系の高度化等【補助率：定額、1／2以内】

○生産安定・効率化に向けた高性能収穫機等の**機械・機器のリース導入**や**新たな栽培技術の実証**、品質を維持した供給を図る**配送システム**や**品質保持技術の実証**、実需者ニーズに対応する**新品種等の導入**等、**各機能の具備・強化に向けた取組を支援**します。

2. 関連施設の整備【補助率：1／2以内】

○冷凍・加熱加工等の農産物加工施設、高機能一時貯蔵施設等の**拠点施設・設備**、高度環境制御栽培施設等の**生産関連施設・設備等の整備を支援**します。

3. 関連施策との連携

○**生産方式革新実施計画**及び**輸出フラッグシップ産地**における輸出事業計画において、産地の生産から流通に至るまでの課題解決にむけ、本事業を活用する合意形成が図られている場合は「**食料システム構築計画**」の承認を受けたものと見なすことが可能です。

実需者ニーズにマッチした食料の安定供給に向け、**実需者**とつながりのある**事業者（拠点事業者）**と**農業者・産地等（連携者）**が連携し課題を解決。

【拠点事業者】

農業法人、川下企業、
食品事業者、コンソーシアム等

連携

【連携者】

農業者、農業団体、市場、
輸出業者、商品開発者等

作成

食料システム構築計画(3年以内)

新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。



「食料システム構築計画」で取り組む各機能の具備・強化を支援

①生産安定・効率化機能

ソフト：新品種や新技術の栽培実証等
ハード：高度環境制御栽培施設等

②供給調整機能

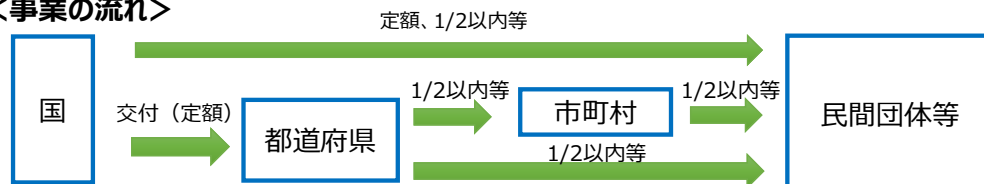
ソフト：出荷規格や輸送方法の実証等
ハード：集出荷貯蔵施設等

③実需者ニーズ対応機能

ソフト：GAP・トレーサビリティ手法の導入等
ハード：農産物処理加工施設等

【産地の抱える課題をソフト・ハードで一体的に解決】

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

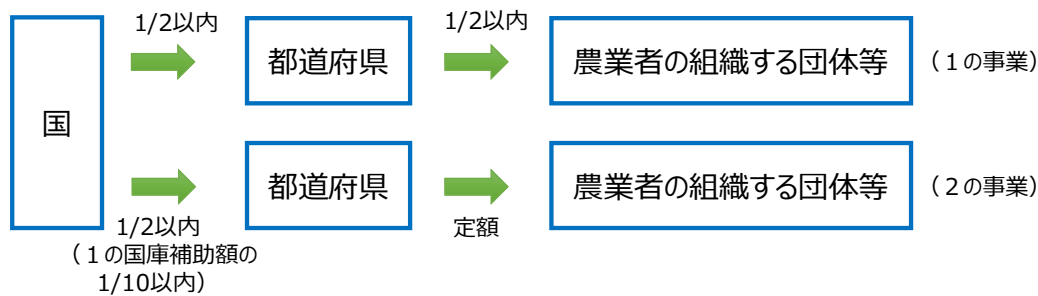
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

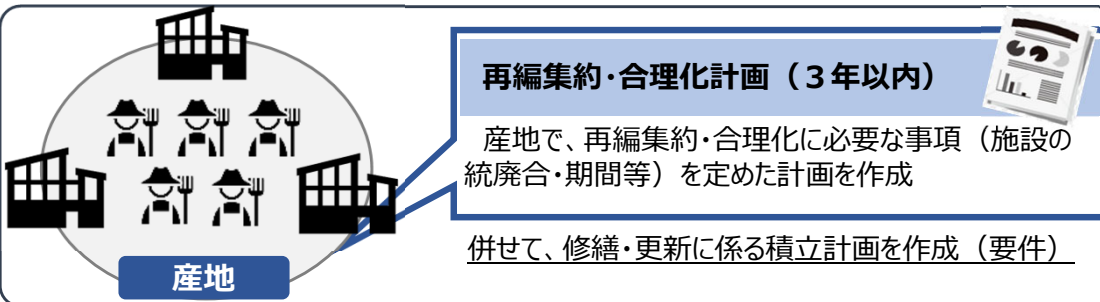
2. 再編集約・合理化のさらなる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

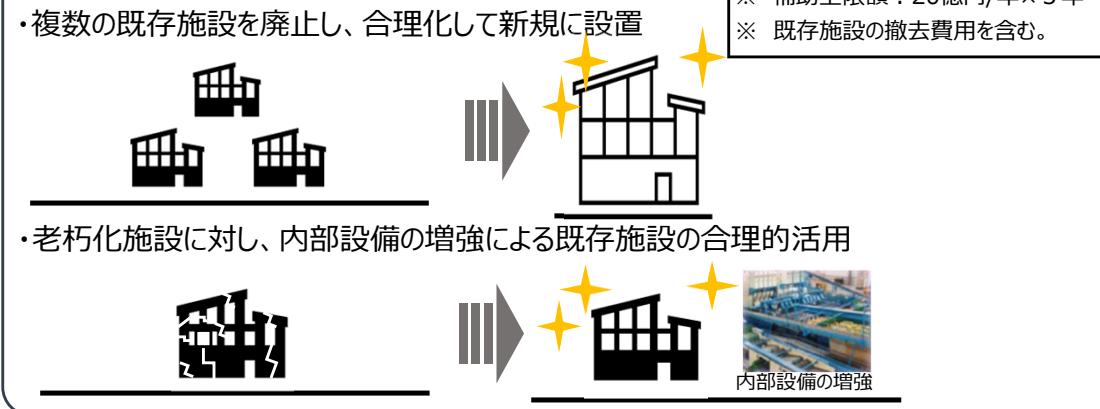


＜事業イメージ＞



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

＜再編集約・合理化のイメージ＞



農業の構造転換を実現

<対策のポイント>

国内外の需要に応えていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等**の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や関連産業からの参入も含めた**大規模・省力生産、気候変動への適応対策等**の取組を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（245万t〔令和5年度〕→256万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。※**省力樹形等への改植・新植を優先的に支援**。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファームの整備や、運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費**を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産設備の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組**を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地の構造転換に向けた新技術実装・モデル実証への支援

① 新技術実装事業

省力樹形等への**大規模改植・新植**や**高温障害発生低減**に向けた資機材導入等を支援します。

② パイロット実証事業

生産供給体制モデルや気候変動対応モデルの実証の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費（品目共通）	

- ・「地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込含む）」が将来わたって宮農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- ・自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で宮農を継続する取組を支援（代替園地に対し、11.2万円×5年分＝56万円/10a）

新たな担い手の確保・定着の促進



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

<支援内容>

- ・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- ・果樹型TFの管理（技術指導・管理委託等の経費）

生産性向上や気候変動への適応に向けた新技術実装やモデル実証を支援

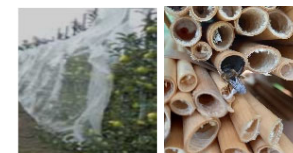
新技術実装事業

<大規模改植・新植支援>



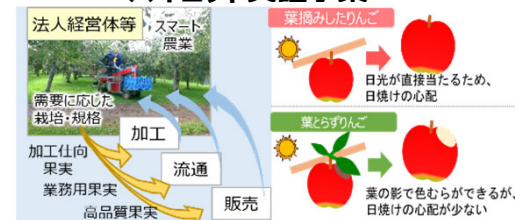
- ・大規模な改植・新植を支援
- ※生産方式革新実施計画の認定を受けた者（見込み含む）を対象に、5ha以上の改植・新植を支援

<高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援>



- ・高温障害発生低減に効果がある遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の導入を支援
- ・マメコバチの増殖のための環境整備等を支援

パイロット実証事業



- ・スマート技術や省力樹形の導入等を前提とした、労働生産性の飛躍的向上に向けた生産供給体制モデルを構築する実証の取組を支援
- ・高温に対応した栽培体系への転換に向けた気候変動対応モデルを構築する実証の取組を支援

【お問い合わせ先】

（1～3、5の事業） 農産局果樹・茶グループ （03-3502-5957）
（4の事業） 園芸作物課 （03-3501-4096）

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

令和8年度予算概算要求額 1,312百万円（前年度 1,150百万円）

<対策のポイント>

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

- 茶の生産量の維持（7.5万t〔令和5年〕→7.5万t〔令和12年まで〕）
- 茶の輸出額の増加（364億円〔令和6年〕→810億円〔令和12年まで〕）
- 薬用作物の栽培面積の拡大（573ha〔令和4年〕→700ha〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物等の地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術や経営の指導、需要拡大等を行うための取組を支援します。

1. 全国的な支援体制の整備



マッチング



機械・技術の改良



技術・経営指導



需要拡大

2. 地域における取組の支援

改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、簡易な園地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、栽培・衛生管理体制の構築、農業機械等の改良・リース導入、加工・調製作業の外部化、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

また、茶生産の担い手・茶工場・茶関連産業等の実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する新たな大規模茶産地モデルを形成する取組を支援します（優先枠を設定）。

2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化



茶の改植や有機転換等



実証ほの設置



抹茶原料等の生産に向けた栽培転換



機械等のリース導入

② 需要の創出



協議会



生産性向上



労働力確保



省エネ化



ニーズ把握



商品開発

新形態の大規模茶産地モデル形成

3. 甘味資源作物等の支援

でん粉原料用いもの適正生産技術等の実証、でん粉の品質向上や衛生管理の高度化に資する品質管理機器等の整備、作業受託組織・担い手の育成・強化に資する生産体制実証などさとうきびの持続的生産体制の構築に必要な取組、労働生産性向上を図る農業機械の導入等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（茶、薬用作物等）
（甘味資源作物等）

農産局果樹・茶グループ
地域作物課

（03-6744-2194）
（03-3501-3814）

<対策のポイント>

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

<事業目標>

加工・業務用野菜の国産切替量（32万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国産野菜周年安定供給強化事業

生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地による周年安定供給を実現するため、加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。（助成単価:15万円/10a（定額））
※高温、渇水等による被害や影響の回避・軽減のための取組を優先的に支援。

安定的な生産・出荷に取り組む産地への支援

<生産・流通・販売方式の変革>



- 加工適性や高温耐性の高い品種の導入
- 農業用機械、大型コンテナの導入
- 予冷库の利用等

<作柄安定技術の導入>



- 排水・保水対策
- 病害虫防除対策
- 地温安定対策 等

2. 国産野菜供給体制づくり支援事業

国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援します。

周年安定供給のための体制づくりへの支援

<マッチングイベントの開催>



- イベントに先立つ生産者・実需者のニーズ把握
- イベントと併せたセミナーや意見交換の実施

<マッチング後のフォローアップ>



- 取引手順、契約書類作成等に係る助言・指導

3. 青果物流通体制構築推進事業

産地が行う流通業者・実需者の受け入れ体制に合わせた生産・出荷に向けた出荷規格の見直し等の実証経費を支援します。

合理的かつ効率的な出荷・流通体制の構築への支援

<出荷規格の見直し・簡素化>

等級	等級		
	A	B	C
	2L A2L	B2L	CL
	L AL	BL	
	M AM	BM	
	S AS	BS	CS
	2S A2S	B2S	



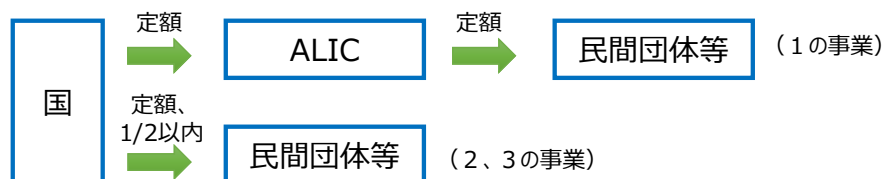
等級	等級	
	A	B
	L AL	BL
	M AM	
S	AS	BS

<外装・包装サイズの標準化>



実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立

<事業の流れ>



<対策のポイント>

食肉等の流通構造の高度化、食肉の生産基盤の強化及び輸出拡大を図るため、食肉処理施設の再編等や機能高度化、家畜市場の再編や運営の効率化に必要な取組や整備等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食肉の流通体制の強化

①食肉流通再編合理化推進事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる、食肉の流通構造の高度化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた協議会の開催等を支援します。

②食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。

③食肉処理施設機能高度化事業

食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援します。

④食肉需給動向分析調査委託事業

畜産物の国内安定供給や輸出拡大等を見据え、輸出先国の規制やマーケットの調査・分析等を実施します。

2. 家畜の流通体制の強化

①家畜流通基盤強化推進支援事業

家畜市場の再編に向けた地域協議会の設置や計画作成等の取組を支援します。

②家畜市場再編・持続化支援事業

家畜市場の再編時に、既存の施設を使用する場合、市場機能を維持・持続化するための設備・機器の更新等を支援します。

③家畜市場運営効率化支援事業

家畜市場の家畜搬入・搬出施設の増改築や省力化設備の整備等を支援します。

<事業の流れ>

これらの取組を通じて、食肉・家畜の流通構造の高度化と食肉の輸出拡大を図る。

<対策のポイント>

食肉流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の再編整備等を支援します。

<事業目標>

[令和5年度→令和12年度まで]

○ 牛肉生産量：35万t → 36万t

○ 豚肉生産量：91万t → 92万t

[令和6年→令和12年まで]

○ 牛肉輸出額 648億円 → 1,132億円

○ 豚肉輸出額 24億円 → 52億円

<事業の内容>

1. 食肉流通再編合理化推進事業

畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、食肉処理施設の再編のための施設整備、家畜の安定的な集出荷、食肉の消費者ニーズの反映等により、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

※ コンソーシアム計画：安定的出荷・処理・販売計画、輸出拡大計画、消費者ニーズを反映する生産体制推進計画等を含む、国産食肉の生産・流通体制を高度化するための計画。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化及び輸出拡大に必要な施設等の整備を支援します。

<事業の流れ>

推進事業：定額
施設整備事業：1/2以内

国



都道府県



畜産農家・食肉処理施設・
食肉流通事業者
の3者によるコンソーシアム

<事業イメージ>



食肉流通構造の高度化・輸出の拡大

【お問い合わせ先】畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

<対策のポイント>

食肉処理施設等における収益力の強化を図るため、①付加価値の向上に資する高度な加工設備等の整備、②労働力不足を補完する省力化に資する設備等の整備、③輸出認定施設外の食肉加工施設の整備を支援します。

<事業目標>

[令和5年度→令和12年度まで]

- 牛肉生産量：35万t → 36万t
- 豚肉生産量：91万t → 92万t
- 鶏肉生産量：169万t → 172万t

[令和6年→令和12年まで]

- 牛肉輸出額 648億円 → 1,132億円
- 豚肉輸出額 24億円 → 52億円
- 鶏肉輸出額 25億円 → 44億円

<事業の内容>

1. 付加価値の向上に資する高度な加工設備等の整備支援

国内外の多様化するニーズに対応するため、食肉処理施設及び食鳥処理施設において、スライス加工等の付加価値の向上に資するための設備等の整備を支援します。

2. 省力化設備等の整備支援

労働力不足を補完するため、食肉処理施設及び食鳥処理施設において、自動包装やAIを活用した自動仕分け等の省力化に資するための設備等の整備を支援します。

3. 輸出に取り組む食肉加工施設の整備

輸出認定食肉処理施設の加工の外部化に向け、食肉加工施設が輸出認定を受け、輸出量の増加に取り組むために必要な設備等の整備を支援します。

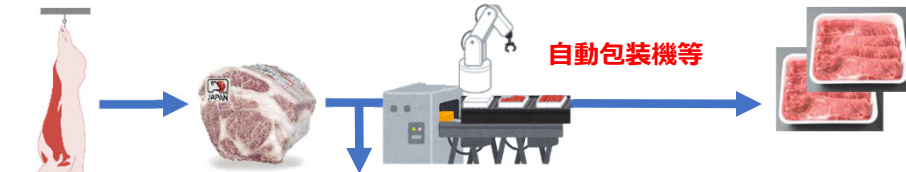
<事業イメージ>

<1の支援>



付加価値
の向上

<2の支援>



省力化

<3の支援>



スタンダード
により輸出
拡大

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

- 家畜流通において重要な役割を果たしている家畜市場について、家畜市場の再編により出荷頭数・購買者を増加し、市場取引の活性化を図るため、市場再編に向けた地域協議会の設置や、再編後の既存施設における家畜市場機能の持続化等について支援する。
- “物流2024年問題（自動車運送業の時間外労働時間規制等）”や農家の高齢化、労働力不足等により、家畜市場における円滑な家畜の輸送や取扱いに影響が生じていることから、家畜市場の搬入・搬出用施設の増改築や省力化設備の整備等を支援する。

＜事業目標＞

- 家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化
- 高資質和子牛の取引頭数の増加

＜事業の内容＞

1. 家畜流通基盤強化推進支援事業

家畜市場の再編に向けた地域協議会の設置や計画作成、その実現に向けた取組を支援します。

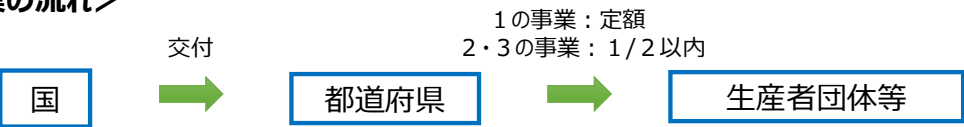
2. 家畜市場再編・持続化支援事業

家畜市場の再編時に、既存の施設を使用する場合、市場機能を維持・持続化するための設備・機器の更新等を支援します。

3. 家畜市場運営効率化支援事業

家畜市場の家畜搬入・搬出用施設の増改築や省力化設備の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

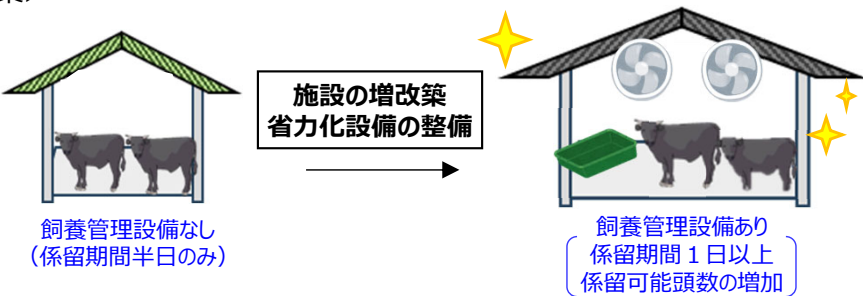


＜事業イメージ＞

＜2の事業＞



＜3の事業＞



家畜市場の活性化・肉用牛産地の育成

令和8年度予算概算要求額 311百万円（前年度 108百万円）

「地域連携推進支援プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、実務家派遣等を通じた広域連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件〔令和12年度まで〕）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

＜事業イメージ＞

地域連携推進支援プラットフォームの設置・運営・情報発信を行うとともに、専門家派遣等を通じた**地域連携推進支援コンソーシアムの伴走支援**や、コーディネーターの配置等による**異分野のマッチング支援**を行います。

都道府県が行う、**コンソーシアムの設置**、食品事業者・農林漁業者と関連業種等との連携などによる新しい食品ビジネスを創出するための**課題検討の場の設定**、**地域戦略マッチングの実施**、**相談体制の整備等**の経費を支援します。

新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等**の協調事例を生み出す**取組**を支援します。

③ 外食産業での国産食材の利用拡大を図るため、品種選択・試験栽培から中長期にわたる契約栽培まで**地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援**します。

食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等の協力で構成される「産地連携フォーラム」において、**農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上**の取組とともに、**有望案件に対し個別に産地連携のための実務家派遣**の取組を行います。

コーディネーターによる
ニーズの掘り起こし・分析や
異分野のマッチング

コンソーシアムの立ち上げ・自走の伴走支援や情報発信

広域連携

新しい食品
ビジネス創出

地域の飲食事業者等による生産者等への連携

技術的知識
向上の支援

地域的な連携案件の創出

地域内・広域で連携支援し、食品事業者の事業活動を促進し、食料システム法に基づく計画を作成

**消費者選択
支援事業活動**

食料システム法に基づく計画の実行

持続的な食料システムの確立

定額 1 / 2

(2③の事業)

(3の事業)

(2③の事業) -22-

食品製造課 (03-6744-2089)

外食・食文化課 (03-6744-2053)

＜対策のポイント＞

養殖業成長産業化総合戦略に基づく取組等を推進するため、実行体制の整備等を支援します。また、生産コスト削減とみどりの食料システム戦略の着実な実行に向けて、輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料の開発や、栄養価が高く、成長に優れる人工種苗向け初期餌料（カイアシ類）の大量培養技術の開発、ブリ等の成長に優れた人工種苗の開発等を実施します。

＜事業目標＞

戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t〔平成30年度〕→620千t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略的養殖品目総合推進事業

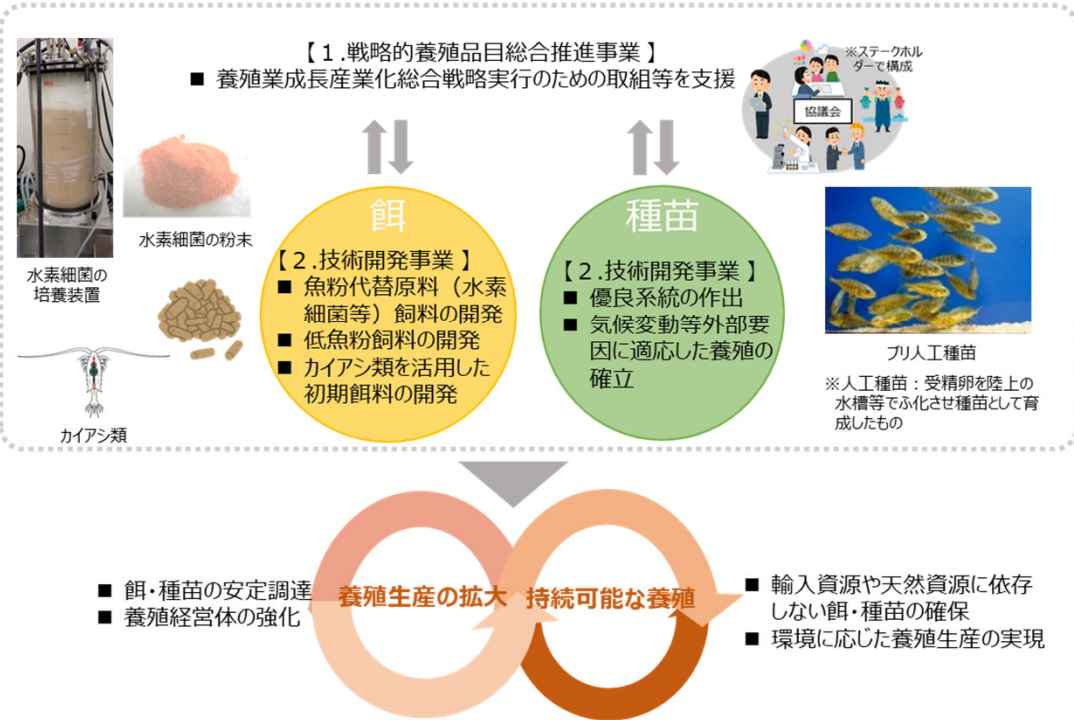
成長産業化のための計画を策定・実行する協議会の開催や戦略的養殖品目の競争力強化のための協議会の開催等の養殖業成長産業化総合戦略の実行のための関係者の取組等を支援します。

2. 養殖業成長産業化技術開発事業

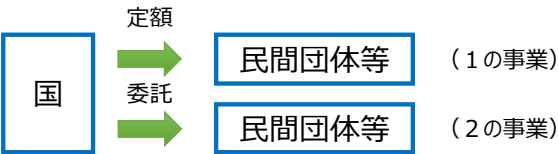
- ① 輸入や天然資源に依存している魚粉を主原料とする配合飼料について、魚粉代替原料の開発を含む魚粉の使用割合を削減した飼料の開発、人工種苗向けの飼料として、栄養価が高く、成長に優れるカイアシ類を活用した初期餌料の開発を行います。
- ② 各種戦略の目標達成等の実現に資するよう優良系統の作出（ブリ類、サーモン、クロマグロ）等を行います。

＜事業イメージ＞

「養殖業成長産業化総合戦略」 KPI（生産量）：2030年まで ブリ類24万t（2019年14万t） マダイ11万t（2019年6万t）	「みどりの食料システム戦略」 KPI：2050年まで ・クロマグロ、ブリ、カンパチ等の人工種苗比率100% ・配合飼料化100%
---	---



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等

イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換

ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組

エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備

イ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

ウ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）

③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

ア 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】

イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農【みどり法の認定を受けた農業者】

ウ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等【みどり法の認定を受けた事業者】

エ バイオマスプラントの導入等【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

ア 関係者の理解促進に向けた活動や環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

イ ユークレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成等の推進

ウ 新たな環境直接支払創設に向けた調査、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証、地域の効果的な気候変動適応策などの情報提供

エ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域の未利用資源の活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など

生産

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催など

加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 実需者と産地が連携した有機農産物の共同調達など

みどりの食料システム戦略

生産性・持続性の高い食料・農林水産業を実現

<事業の流れ>

国 → 都道府県 → 市町村等 → 民間団体等

（1の事業（③ウを除く））

（1③ウ、2の事業）

お問い合わせ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

＜対策のポイント＞

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）
- [令和12年]

＜事業の内容＞

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※1と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予測・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※2を取り入れた「グリーンな飼養体系」の検証を支援します。

- ※2 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

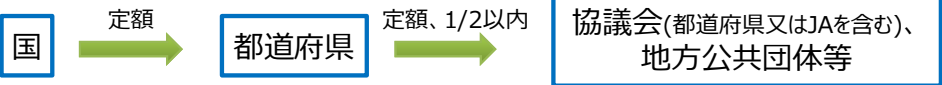
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農畜産物への**消費者の理解醸成**
- ⑤ **グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合

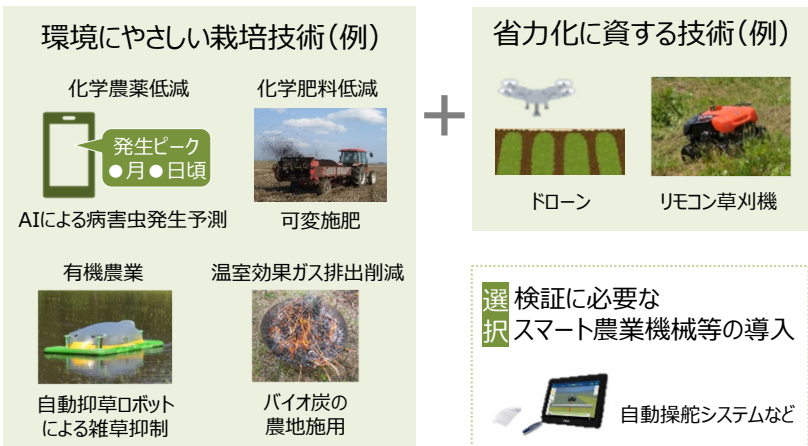
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

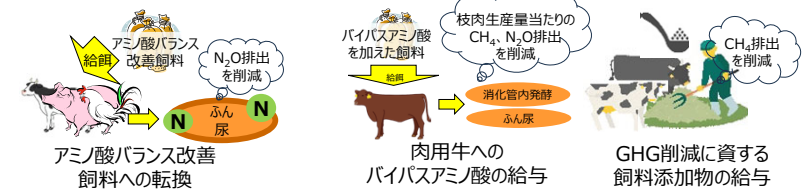
以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証



* 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証する 又は 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

2 グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地間及び産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や有機農業実施計画の策定を支援します。あわせて同計画に基づく産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組や、産地間の連携による大ロットでの販路拡大や輸出拡大の取組、産地と消費地が連携した消費拡大の取組を支援します。また、有機農業の大幅な面積拡大に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

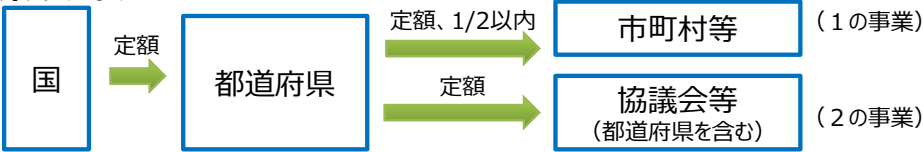
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

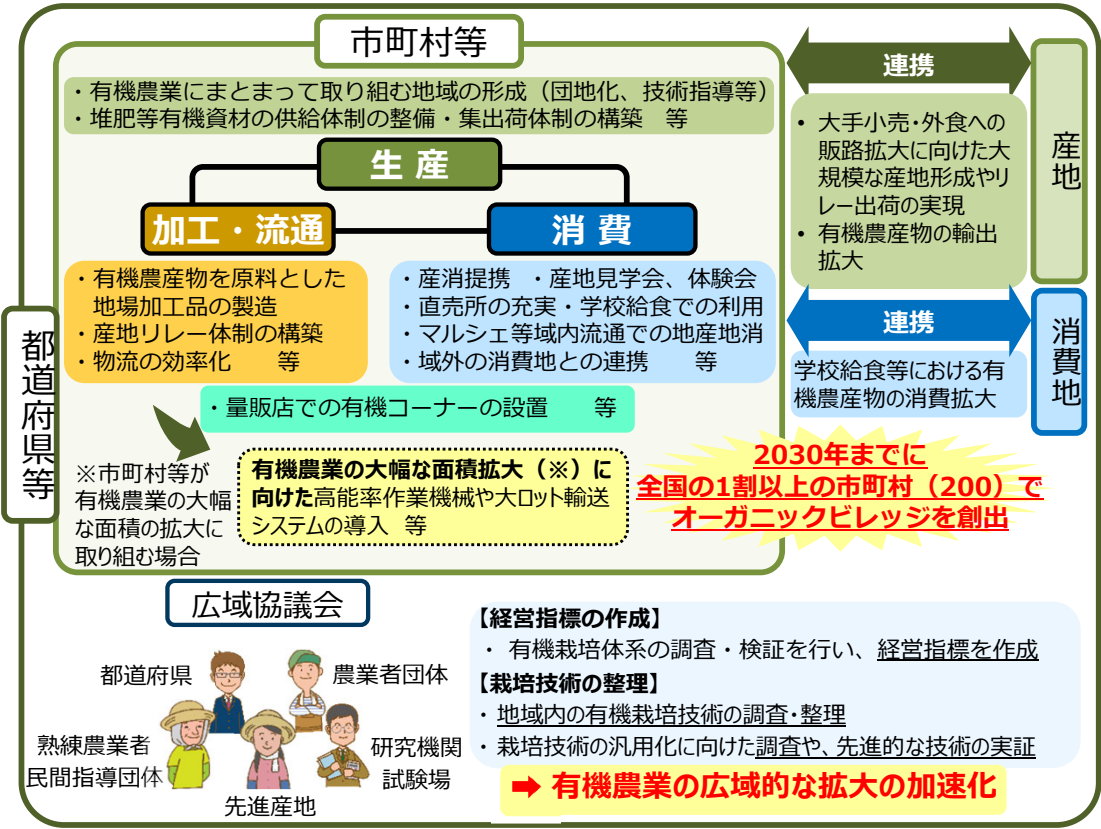
2. 有機農業を広く県域で指導できる環境整備

広く県域で取組を行う協議会等が行う有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

農地利用効率化等支援交付金

令和 8 年度予算概算要求額 3,007百万円（前年度 1,986百万円）

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となって農地を引き受ける担い手の取組に必要な農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

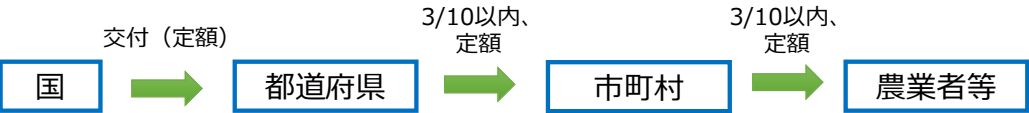
※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

<事業の流れ>



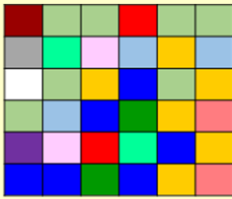
<事業イメージ>

令和 6 年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

<地域農業構造転換支援タイプ>

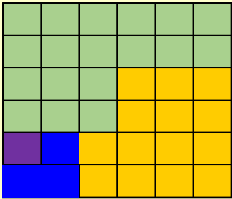
- 地域計画に基づき、**農地の目標集積率の向上を目指す地域**（6割以上（中山間地域 5割以上））において、
- 地域の中核となって農地を引き受ける担い手**（経営面積の3割又は4ha以上の拡大）に対し、
- 農業用機械・施設の導入を支援**

現状





地域計画
(目標地図)



地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現

地域農業の維持・発展

（その他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

農業農村整備事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 394,103百万円（前年度 333,139百万円）

＜対策のポイント＞

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全を推進します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の内容＞

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進します。

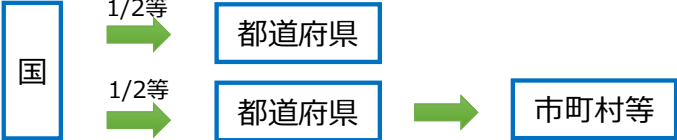
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理

農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進します。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進します。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進します。

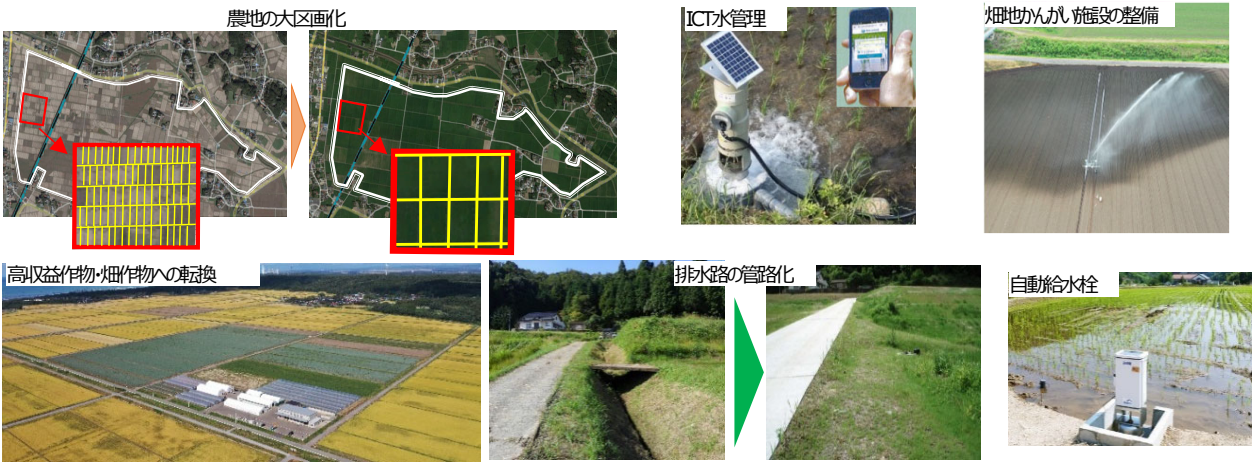
＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

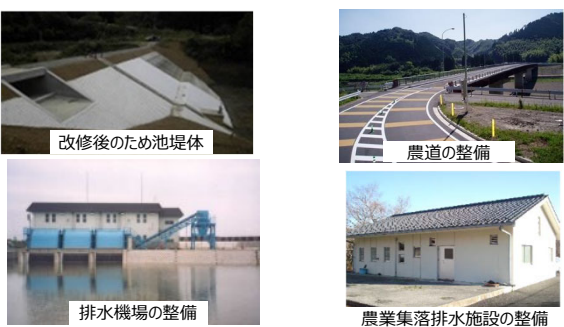
1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



農地耕作条件改善事業

令和8年度予算概算要求額 21,235百万円（前年度 19,843百万円）

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

<事業目標>

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



<対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組に加え、巨大区画化等の効果検証及び横展開の取組等を支援します。

<事業目標>

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。
 【定額上限】区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水 14万円/10a 等

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。
 【定額上限】300万円/地区

3. 巨大区画化等の効果検証及び地域内での横展開

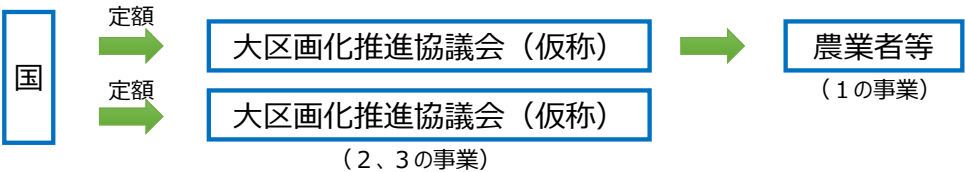
3ha以上（北海道5ha以上）の巨大区画化又は中山間地域において労働費が3割以上削減されることが見込まれる省力化整備の効果検証及び地域内での横展開に要する経費を定額で支援します。
 【定額上限】3,000万円/協議会

※1の事業では、担い手に集約化（面的集積）し、1ha以上に大区画化する場合、助成単価を約1.3倍まで引上げ。

【実施区域】農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

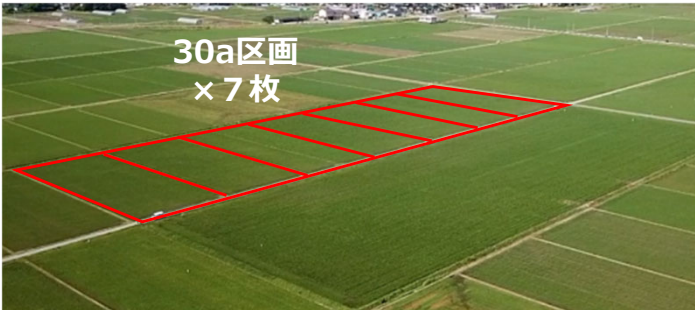
<事業の流れ>



※大区画化推進協議会（仮称）：各都道府県に1つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

畑作等促進整備事業

令和8年度予算概算要求額 2,603百万円（前年度 2,200百万円）

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



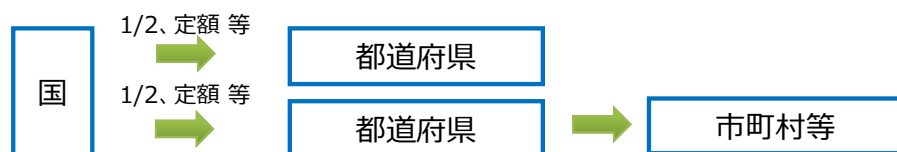
暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



<事業の流れ>



戦略的農林水産研究推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,852百万円（前年度 1,369百万円）

<対策のポイント>

政府戦略や政府方針で掲げる農林水産業に関する目標や目指す姿の実現に向けて必要な技術の研究開発を国主導で推進するとともに、研究成果の社会実装に向け、知財の活用を見据えた研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化など研究開発環境の整備を実施します。

<事業目標>

- 重要課題に対応する技術を開発し、農林漁業者等がその開発された技術を実践〔令和12年度まで〕
- 知財マネジメントの強化、アウトリーチ活動の展開により、農林水産業・食品産業にイノベーションを創出〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. 研究開発

政府戦略や政府方針で掲げる農林水産業に関する目標や目指す姿の実現に向けて必要な技術の研究開発を国主導で推進します。

① 食料安全保障強化研究

生産性の抜本的向上や農業生産基盤の持続的な保全等に資する技術の研究開発を推進

② 気候変動適応研究

温暖化に対する適応技術や将来の適地適作予測技術の研究開発を推進

③ 輸出拡大研究

輸出先国・地域の規制やニーズに対応するための技術の研究開発を推進

④ 環境負荷低減対策研究

みどりの食料システム戦略の実現に資する技術の研究開発を推進

⑤ 革新的技術創出研究

バイオテクノロジーを活用した革新的な技術の創出に資する研究開発を推進

2. 環境整備

研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財の活用を見据えた研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化やアウトリーチ活動の展開等の環境整備を行います。

① 戦略的研究開発知財マネジメント強化事業

② 海外・異分野動向調査

③ 先端技術の社会実装の加速化のためのアウトリーチ活動の展開

<事業の流れ>



<事業イメージ>

食料安全保障強化研究



【研究内容】

節水型乾田直播等による低コスト・省力栽培技術、頭首工のパイピング監視技術の開発 等

【期待される効果】

生産・労働コストの削減や農業用水の安定的な確保により食料安全保障の強化に貢献

気候変動適応研究



【研究内容】

温暖化により被害が増加している害虫の発生時期の予測及び侵入・まん延防止技術の開発 等

【期待される効果】

気候変動に対応した害虫管理技術を構築し、食料の供給機能の維持に貢献

輸出拡大研究



【研究内容】

かんしょの長距離輸送技術、茶やいちごの残留農薬基準に対応した総合防除体系の確立 等

【期待される効果】

農林水産物の新たな販路拡大や所得向上に貢献

環境負荷低減対策研究



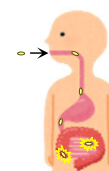
【研究内容】

材木及び海藻類の育種高度化技術、経済的な再エネ施設生産を提案するAIの開発 等

【期待される効果】

農林水産分野における地球温暖化対策の推進に貢献

革新的技術創出研究



【研究内容】

スギ花粉実用化に向けた安全性・有効性の検証 等

【期待される効果】

バイオテクノロジーを活用した新たな事業の創出に貢献

研究開発

環境整備

知財マネジメント強化

研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進

海外・異分野動向調査

海外・異分野の最新の研究開発動向等を俯瞰的に調査

アウトリーチ活動の展開

先端技術をわかりやすく伝える動画等のコンテンツを作成

【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3501-4609）

（１）輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発【新規】

- 国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、食料の供給能力を確保するためには、国内への食料供給に加え、今後成長する**海外の食市場を取り込んでいく必要**がある。
- このため、本研究では、海外におけるニーズの高い農産物について、これまで以上に**省力的な生産、高付加価値化、品質を保持する長距離輸送等に関する技術を開発**する。
- これにより、**輸出を更に拡大し、海外から稼ぐ力を強化**する。

目標達成に向けた現状と課題

- ・国内の人口減少に伴い、**食料需要の減少**が見込まれている中、**食料の供給能力を確保**するためには、国内への食料供給に加え、今後成長する**海外の食市場を取り込んでいく必要**
- ・こうした中、野菜や茶においては、省力的・効率的な生産により輸出に向け生産量を増加させる必要があること、輸出先国を拡大するため長距離輸送方法を確立必要があること等の課題があるほか、果樹においてはニーズのある減農薬の栽培体系が未確立等の課題があり、輸出拡大を進める際の足枷となっている。

必要な研究内容

海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

- 輸出重点品目である果樹（柑橘類）、野菜（かんしょ、イチゴ）、茶、米等における以下の研究開発
- ・輸出可能な生産量を確保するための効率的生産体系（野菜、茶）
- ・輸出先国の残留農薬基準に対応した病害虫防除体系（果樹、野菜、茶）
- ・長距離輸送に対応した長期品質保持体系（野菜、茶）
- ・輸出先国のニーズに対応した有機など高付加価値化に関する生産・加工技術（果樹、野菜、茶、米）
- ・開発した技術を生産者が実装するために必要な経営モデル（野菜）



人力による多労な
かんしょの移植作業



定型苗の効率的生産
体系の確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・**マニュアルの作成等**により、省力的・低コスト栽培方法での生産や、長距離輸送時の腐敗の要因となる傷を防止する洗浄機、収穫機等を導入するなど開発技術を速やかに現場に普及



- ・海外でのニーズが高く、**高付加価値・高品質の作物を安定的に生産**
- ・輸出に対応できる生産量を**省力的に生産し、生産コストも低減**



- ・野菜や茶における効率的な生産体系や長距離輸送、果樹における農薬の使用を低減する生産体系の確立により輸出拡大を達成することで、**食料・農業・農村基本計画**の目指す方向性を強力に後押しし、海外から稼ぐ力を強化

【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室（03-3502-2549）

（２）日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発【新規】

- 木材の輸出入時の防疫手法は臭化メチルクン蒸処理が未だに主流であるが、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で使用に制限がある。
- 一方、近く発効が見込まれている国際植物防疫条約（IPPC）の木材の国際移動に関する附属書では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能な木材生産の各段階における病害虫移動のリスク評価に基づくシステムズアプローチへの移行が求められている。
- このため、我が国における木材の国際移動に関するシステムズアプローチを確立するとともに、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策技術を体系化することで、木材の輸出入時の国家間の病害虫移動リスクを緩和する。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 木材の輸出入時には環境負荷の高い臭化メチルクン蒸が未だに主流
- ・ 国際植物防疫条約(IPPC)では検疫時の薬剤使用の低減を可能とするシステムズアプローチへの移行が進む
- ・ 実現には各段階での病害虫リスク評価が必要で科学的なエビデンスが不可欠
- ・ 外来病害虫の侵入による樹木被害が拡大しており、侵入防止が急務

安全・安心で環境に優しい
木材輸出入システムが必要です

抑え込みが難しい
外来種被害が続発



オゾン層

臭化メチルは
大気へ放出



<イメージ>

必要な研究内容

科学的なエビデンスを積み重ね、最新の国際的な議論に即した国家間の病害虫移動リスク緩和手法を構築

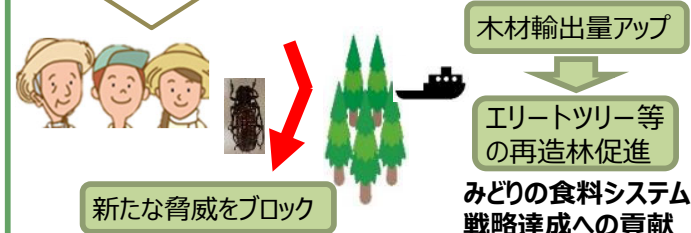
- ① 国内の病害虫モニタリング手法や植栽、育林、伐採、輸送などの各段階の病害虫移動リスク評価手法の開発や臭化メチルの使用を代替する熱処理や代替薬剤の効果検証による木材の輸出時に利用可能なシステムズアプローチを確立
- ② 外来病害虫の侵入経路を分析し、輸入時に国内に持ち込ませない管理対策技術を体系化



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ システムズアプローチの取り組み方をマニュアル化し、国内の木材産地に周知（病害虫を持ち出さない）
- ・ 外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置をマニュアル化（持ち込ませない）
- ・ 国家間交渉に科学的なエビデンスを提示

- ・ システムズアプローチを先駆けて確立し、国家間の安全・安心な木材輸出入の仕組みづくりに貢献
- ・ 樹木病害虫の海外へのまん延防止と木材輸出における環境への負荷低減
- ・ 木を枯らす外来病害虫の国内への侵入阻止
- ・ 木材の輸出拡大による再造林の推進



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤・環境）室（03-3502-0536）

（3）ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発【新規】

- 漁業従事者が減少する中、現在生じている貝毒プランクトンの多発により、ホタテガイの出荷停止や指定処理場等での加工処理による更なる作業が生じることで、**養殖産地の維持が困難**になっている。
- 安全なホタテガイ等を国内外に効率的で計画的に出荷できるようにするためには、**省力的で迅速な機器分析法を確立**することが必要。
- また、日本では化学兵器禁止法により、麻痺性貝毒の有毒成分(サキシトキシン；STX)の製造や使用等が厳しく制限されており、**STXを標準物質として用いる機器分析法への移行が困難**であることが、ホタテガイ等の輸出拡大に向けた課題となっている。
- このため、麻痺性貝毒検査における機器分析技術の開発を行い、現場への導入を支援することで、**ホタテガイの養殖産地の維持を図る**。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 貝毒プランクトンの多発で出荷停止になる不安
- ・ EU規則改正（2021.10）により機器分析法へ移行しないと、EU等への輸出が困難となる可能性
(機器分析法で不可欠な標準物質が化学兵器禁止法により国内での使用が困難)

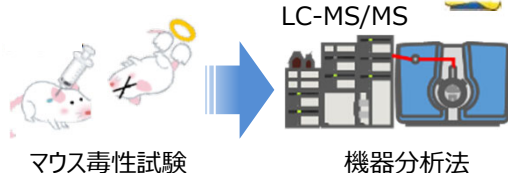
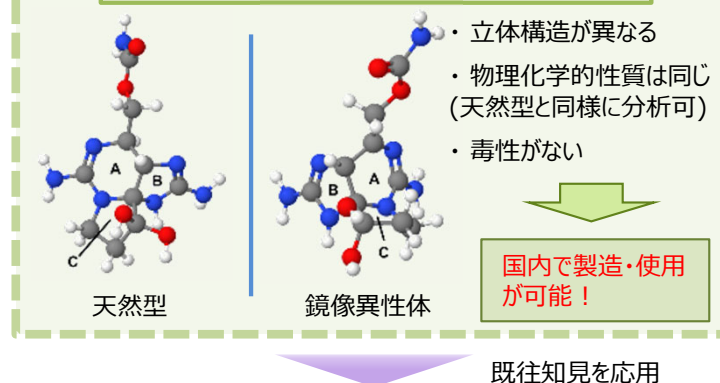


実需者

- ・ ホタテガイ等の計画的な出荷体制の構築には、貝毒を省力的・迅速に調べられる方法が必要



生産者

<イメージ>**必要な研究内容****<STX鏡像異性体の立体構造と性質>**

本課題では、

- ① 安全に取扱いできるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術の開発
- ② STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法の開発を行うことで、国内で取扱い可能な認証標準物質を確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 鏡像異性体を用いた機器分析法を公定法として運用できるよう関係国と調整
- ・ 都道府県や民間検査機関と連携して、機器分析法による麻痺性貝毒の検査体制を構築

- ・ EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、**輸出拡大を実現**
- ・ これにより、2030年までに**ホタテガイの輸出額目標1,150億円※の達成**に貢献
(2021年実績：639億円)

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

- ・ みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化」にも貢献



【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤・環境）室（03-3502-0536）

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発

令和8年度予算概算要求額 1,030百万円（前年度 380百万円）

<対策のポイント>

生産性の抜本的な向上を加速化する多収性品種等革新的な特性を持った品種、開発した品種の利用拡大に資する栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等を、新たに整備する高精度な分析機器も活用しつつ実施します。加えて、食料安全保障に関わる情勢の変化や気候変動等現場が直面している課題に対応した品種を迅速に育成するため、スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、育種現場で簡便に利用できる育種効率化基盤を構築します。

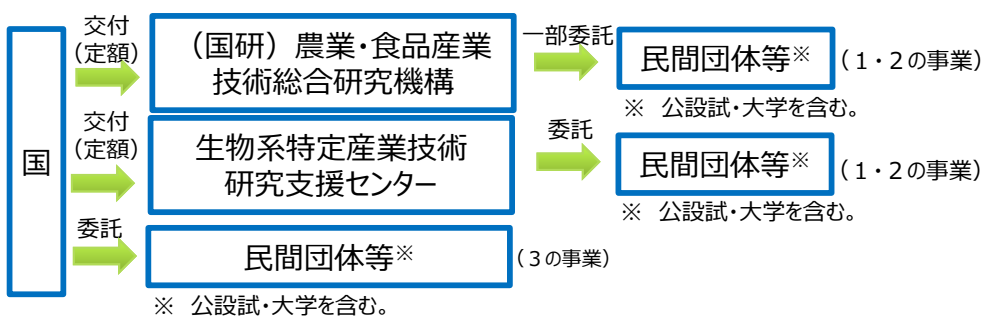
<事業目標>

多収性、高温耐性等の特性を持つ、直面する農業課題を解決する基盤となる革新的新品種（35品種）の開発〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

- 1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発 800百万円（前年度 200百万円）
 - ① 食料の安定供給等を図るため、開発段階から生産者や実需者等のニーズを踏まえた、今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発
 - ② 開発した品種の利用の拡大に資する新品種の栽培技術、先進技術等を用いた省力的な種苗生産技術の開発
 - ③ 切れ目なく品種開発を継続するための育種素材の開発を産学官の連携により推進します。
- 2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備 50百万円（前年度 - ）
より精度の高い特性評価等を行うことにより、ニーズに最適となる品種を確実に開発するため、新品種開発に必要な分析機器等を整備します。
- 3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築 180百万円（前年度 180百万円）
食料安全保障の確保等に貢献する主要穀物、野菜、果樹などの新品種をゲノム情報、AI、遺伝資源等をフル活用して高速・低コストで育成できる育種効率化基盤の開発を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 政策ニーズに対応した革新的新品種開発

- ◆革新的な新品種の開発
(多収性、機械作業適性、高温耐性、病害虫抵抗性、高付加価値、BNI強化作物品種など)
- ◆栽培技術・種苗生産技術の開発、マニュアル作成
- ◆育種素材の開発



多収性的大豆品種（右）



高温による浮き皮被害

生産性向上等により、食料・農業・農村基本計画の目標達成に寄与

2. より高精度な新品種開発のための分析機器等の整備

- ◆ニーズに最適となる品種を確実に開発するために必要な分析機器等を整備
 - ・品種開発、栽培技術・種苗生産技術開発、育種素材開発に必要な人工気象室、分析機器等の整備

3. 新品種開発を加速化する作物横断的育種効率化基盤の構築

- ◆スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、多品目に利用できる育種効率化基盤を開発
 - ・多品目に利用できる作物横断的な育種情報データベースの構築
 - ・育種AI等によって、最適な交配親の予測や効率的な選抜ができる育種支援ツールの開発
 - ・作物形質の計測を効率化する高速フェノタイピング技術の開発



産学官の育種事業者等が利用できる育種効率化基盤を開発し、品種開発支援を一体的に推進

〔お問い合わせ先〕（1・2の事業）
農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室（03-3502-2549）
（1の事業のうちBNI強化作物品種）
農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7467）
（3の事業）
農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室（03-3502-0536）

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和8年度予算概算要求額 4,602（1,023）百万円】

<対策のポイント>

スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた**重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組**を支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

○ スマート農業技術の開発・供給促進事業

① 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による**品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発**を推進します。

② 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく**重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発**を支援します。

③ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「**低コスト**」や「**小型**」のスマート農業技術の研究開発を支援します。

④ 先行的研究開発支援

スマート農業技術の研究開発を担う**新たなプレイヤーの参画**を推進するため、特に機動力、アイデアを有する**高専や職業能力開発大学校等が先行的に取り組む早期の開発や民間企業と連携した供給につながる研究開発**を支援します。

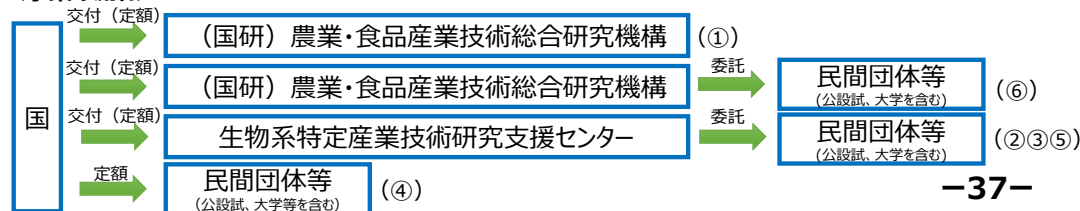
⑤ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等による**プロトタイプ**の製造段階における**改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立**を支援します。

⑥ スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、**導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等**を検証し、**標準化**する取組を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 農研機構対応型（協調領域）

品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）の研究開発

【基幹的技術の例】
双腕型ロボットアームと模倣学習等の
フィジカルAIによる高難度作業への対応

【基盤的技術の例】
AI開発用教師データ

役割分担

② 民間事業者対応型（競争領域）

重要・高難易度な技術の研究開発

【例】レタス収穫ロボット

【例】なしの管理作業（摘果）ロボット

③ 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場のニーズを踏まえた即戦力となる低コスト・小型化等の技術の研究開発

【例】中山間地域向けの管理作業機の小型化（非乗用型への転換など）

④ 先行的研究開発支援

AIやロボティクス等のユニークな技術シーズを有する高専や職業能力開発大学校等と民間事業者が連携した研究開発

【例】
独自の発想に基づき
開発されるシンプルなた
マト収穫ロボット

⑤ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発事業者とサービス事業者が連携した技術の質的向上や技術に適合した新たな栽培方法の確立

【例】技術のユーザビリティの向上

サービス事業者の関与が要件

⑥ スマート生産方式SOP作成研究

技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成

【例】自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立、アプリ化

現場への円滑な技術供給

SOPを活用した全国各地への普及

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出を促進するため、認定品目団体等によるオールジャパンでの輸出力強化、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 品目団体輸出力強化支援事業** 862百万円（前年度 756百万円）
認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。
- 2. 戦略的輸出拡大サポート事業** 1,417百万円（前年度 1,297百万円）
新市場の開拓に向けた取組を促進するため、
 - ① JETROによる非日系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外において日本産食材を積極的に使用する「日本産食材サポーター店」拡大等の取組を支援します。海外展開を目指す食品企業とその原材料調達元になり得る農林水産漁業者との商談組成を支援します。
 - ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。
- 3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業** 8百万円（前年度 8百万円）
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。
- 4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業** 175百万円（前年度 181百万円）
海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化



輸出物流の効率化に資する包材の統一 構造材輸出開始に向けたスギ・ヒノキ製材の性能検証 錦鯉の品質や価値を示す生産証明書発行システムの開発

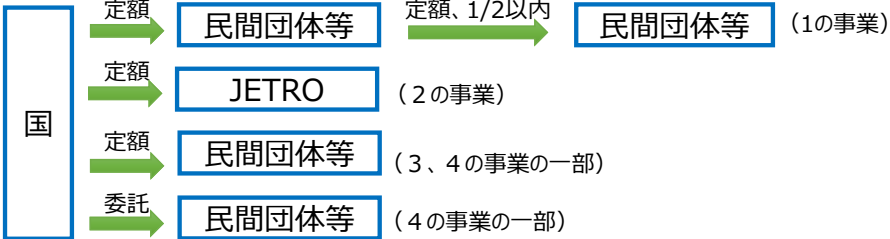
戦略的輸出拡大サポート (JETRO・JFOODO)

日本食・食文化の普及



海外見本市に設置するジャパンパビリオン 現地小売店での日本産品の店頭プロモーション 外国人料理人への日本料理研修

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】
（1の事業）
（2、4の事業）
（3の事業）

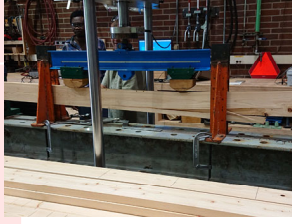
輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)
海外需要開拓G (03-3502-8058)
輸出支援課 (03-6744-2398)

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
輸出重点品目について、認定品目団体等*が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた次の①～⑧までの取組を支援します。 ※輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体 ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等 ② 輸出促進のための規格策定等、事業者の水平連携に向けた体制整備 ③ 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動 ④ 輸出との相乗効果を図るための海外展開の促進 ⑤ 輸出との相乗効果を図るためのインバウンド消費の拡大 ⑥ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 ⑦ 品目団体の機能強化のための専門家・コンサル等による支援 ⑧ ジェトロやJFOODOとの連携強化推進	①-例 ・マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ市場の調査 ・米国への構造材輸出のためのスギ製材の性能検証 ・米国における焼酎・泡盛の規制緩和に向けた活動 ②-例 ・輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等のニーズに対応した規格やマニュアル等の策定 ・旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とするリレー出荷のための出荷時期や数量等の調整 ・商流構築のために構成員が行う必要な認証取得への支援(1/2以内) ③-例 ・錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発 ・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発 ・バイヤー等向け教育セミナーの開催、品目専門見本市への出展等 ④-例 ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する専門家やバイヤー等によるセミナー開催 ⑤-例 ・味噌蔵ツアー等によるインバウンド客の誘客 ・インフルエンサーを招へいし、輸出産地の魅力を情報発信 ⑥-例 ・任意のチェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等 ⑦-例 ・品目団体が行う人材確保のための専門家への相談 ・専門人材による会員向け輸出促進セミナー等の開催 ⑧-例 ・ジェトロやJFOODOとの連携による現地系外食店でのフェアの実施等、新市場開拓に資する取組（①～⑦のいずれにも対応） 製材の性能検証  包材の規格化  ジャパンブランドの確立 



リレー出荷によるスイーツ店での長期間フェア

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

メロン

もも

シャイムスカット

なし

かんしょ

クリスマス休止

いちご

きんかん



<対策のポイント>

日本食・食文化の普及を担う外国人日本食料理人等の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信の取組を推進を通じ、海外における日本産食材の海外需要を拡大することで農林水産物・食品の輸出促進を図ります。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）、インバウンドによる食関連消費額（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

海外において日本食・食文化及び日本産食材の魅力を適切かつ効果的に発信するため、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等に資する以下の取組を実施します。

① 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援

② 日本料理の調理技能認定推進支援

③ 外国人日本料理コンテストの開催支援

④ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援

⑤ 日本料理技能修了生の海外におけるネットワーク強化

⑥ 日本食・食文化普及の功労者等の表彰

⑦ コンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成（顕彰制度の創設、セミナーの実施）

2. 海外の日本文化関連イベントと連携した日本食・食文化の魅力発信

グローバルイベント等の機会に併せた日本食・食文化や日本産食材の魅力発信の取組を実施します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

(1⑥、2の事業)

定額

民間団体等

(1①②③④⑤⑦)

<事業イメージ>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

<現状・課題>

海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人等が不足。

<対応策>

更なる輸出拡大には、日本食・食文化や日本産食材の魅力を理解、発信できる外国人日本食料理人等の育成が必要不可欠。

日本料理の調理技能認定



調理技能等が一定のレベルに達した外国人日本食料理人を民間団体等が認定する制度の運用を支援



外国人日本食料理人を日本に招へいた日本料理店での研修等の実施を支援



海外の料理学校等での日本食講座開設や講師派遣を支援



海外においてコンテンツを活用した食のブランディングに取り組む食品事業者等の人材育成のため、以下を実施

・食×コンテンツにおける顕彰制度

・食品産業向けIP基礎講座等

2. 日本文化関連イベント等における日本食・食文化発信事業

海外における日本食・食文化や日本産食材の魅力発信を行い、日本食・食文化の普及を目指します。



▲都道府県人によるブースの出演



▲ブラジルの食事情に精通した専門家によるセミナー

ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

令和8年度予算概算要求額 431百万円（前年度 214百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、**輸出支援プラットフォームを運営**し、未開拓の現地商流へのアプローチ、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた伴走支援等に加え、**食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化**等、現地発の各般の取組を通じて国内の**輸出事業者等を支援**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

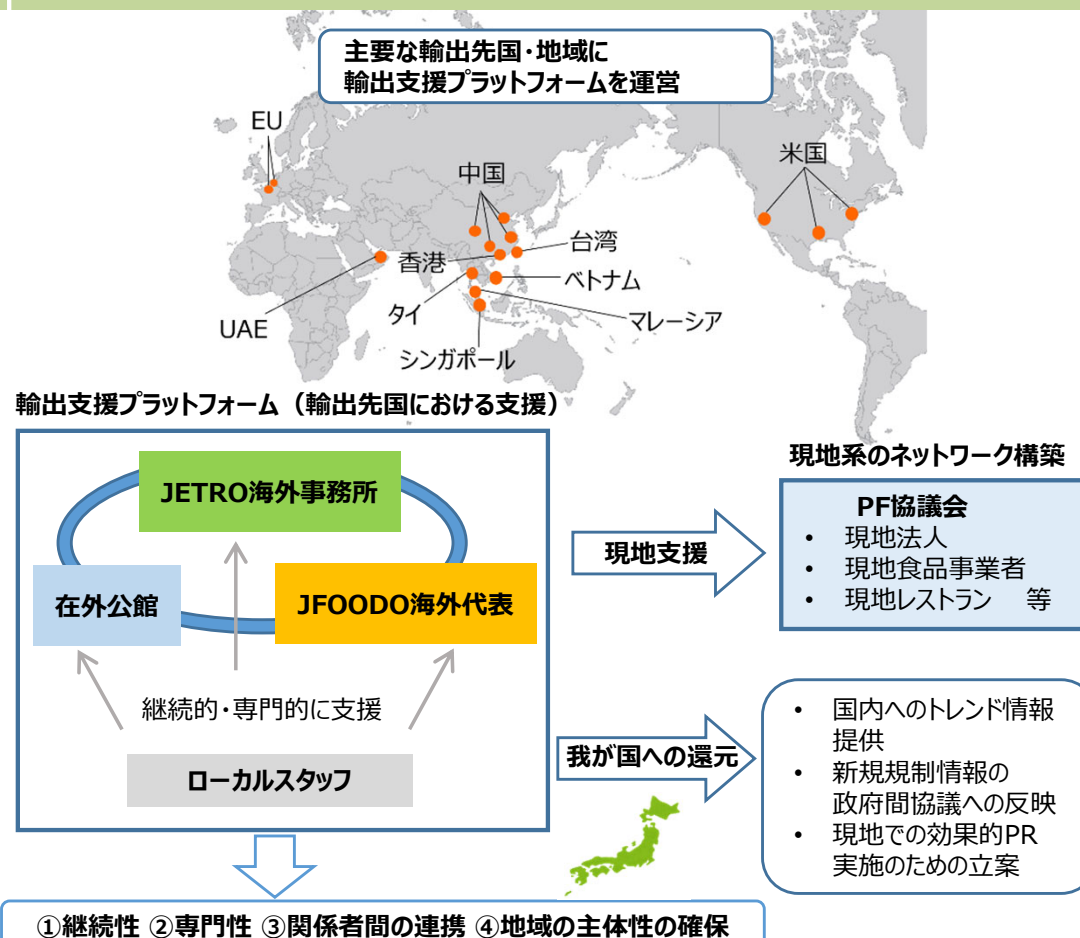
海外現地において農林水産物・食品の輸出促進と併せて、食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制を強化するため、輸出支援プラットフォームを運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者等を包括的に支援します。

- ① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化
- ② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施
- ③ 現地系ネットワークの構築等を通じて、現地事業者との連携を強化し、販路開拓につながる取組等を推進
- ④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、事業者への情報提供を実施
- ⑤ 現地での営業・投資に係る規制についての情報提供や相談受付、現地に進出している日系企業のネットワーク化によるロビイング体制の構築を行うとともに、**現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等により食品企業の海外ビジネス展開に係るサポート体制を強化**

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

食品関連事業者の海外展開を推進するため、主要な輸出先国や新市場国などの重点国への海外展開や、輸出拡大への寄与度の高い食品製造業や外食業に重点化した海外展開の指針を作成した上で、企業の規模や業種、海外進出ステージに応じて、地域や業種ごとの多様なニーズの把握、優良事例等に係る官民間及び企業間の情報交換・交流を図ります。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出に寄与する重点国等向けの海外展開に向けた指針の作成

- ① 現地規制、商慣習等に精通したアドバイザーを配置し企業の海外展開を伴走支援するとともに、主要な輸出先国や新市場などの重点国の海外展開戦略を作成します。
- ② 食品製造業や外食産業の事業者が海外展開の各段階で求められる手続きや留意点等を業種ごとにまとめたガイドラインを策定・周知します。

2. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

我が国食産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会の枠組みの下で、以下の取組を効果的・包括的に実施します。

- ① 海外ビジネス展開を図るための地域・業種ごとの多様なニーズの把握・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換・交流の推進
- ② 新市場国への海外ビジネスミッションを通じた現地政府機関・企業との関係構築

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

課題

農林水産物・食品の輸出をはじめとした海外需要の獲得に向けて、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

事業内容

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

- ・アドバイザーによる伴走支援とともに、海外展開の優良事例やノウハウをワンストップで蓄積
- ・食品製造業や外食産業ごとに深掘したガイドラインを提供
- ・GFVC官民協議会のセミナーや会員専用ポータルサイトなどを通じた官民間及び企業間の情報交換・交流の推進
- ・現地の投資機関やパートナーとなりうる現地企業との関係構築

企業の海外展開

成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大
- 食品産業の海外展開による収益の増大

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

令和8年度予算概算要求額 30百万円（前年度 10百万円）

<対策のポイント>

海外現地での物流・商流等の拠点づくりをはじめ、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資案件形成を支援します。なお、特に輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）、食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等の食品関連事業者の海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。

<事業イメージ>

事業対象

案件形成

物流施設に加えて、食品製造業の加工施設や外食産業のフランチャイズ展開などの海外でのビジネス基盤の整備に向けた投資可能性調査を支援

投資の実施

公的機関（政策金融公庫等）及び民間金融機関からの融資等による資金供給



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】

<事業の流れ>



投資可能性調査への支援により、食品企業の健全な発展や輸出拡大等に寄与する海外投資を促進する

中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

令和8年度予算概算要求額 74百万円（前年度74百万円）

<対策のポイント>

- 政府間協定により農業者の移住事業が締結された中南米地域には現在約310万人の日系人が居住しており、中南米地域の日系社会支援を積極的に実施するため、外務省内に「中南米日系社会連携推進室」が設立されるなど、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。
- 中南米地域はブラジルをはじめ穀物等の世界の食料供給基地であり、また、日本食への関心が高いため、我が国の穀物等の安定供給の確保及び農林水産物・食品の輸出促進の観点から、引き続き良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・農業団体等を対象に、連携強化会議、日系企業とのビジネスマッチング、日本における農業技術研修、官民合同会議等を行います。

<事業目標>

- 我が国の食料安全保障、農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度5年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

<事業の内容>

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

- ・日本と中南米日系農業者間や中南米日系農業者同士の交流・連携強化を図るため、現地において連携強化会議等の取組を実施します。
- ・現地の日系農業者団体や物流関係者と、日本の輸入商社や食産業関係者の間の協力を通じた我が国への食料の安定供給や現地ビジネスでの連携強化を図るべく、日本及び現地で交流の機会を設けビジネスマッチング等を実施します。

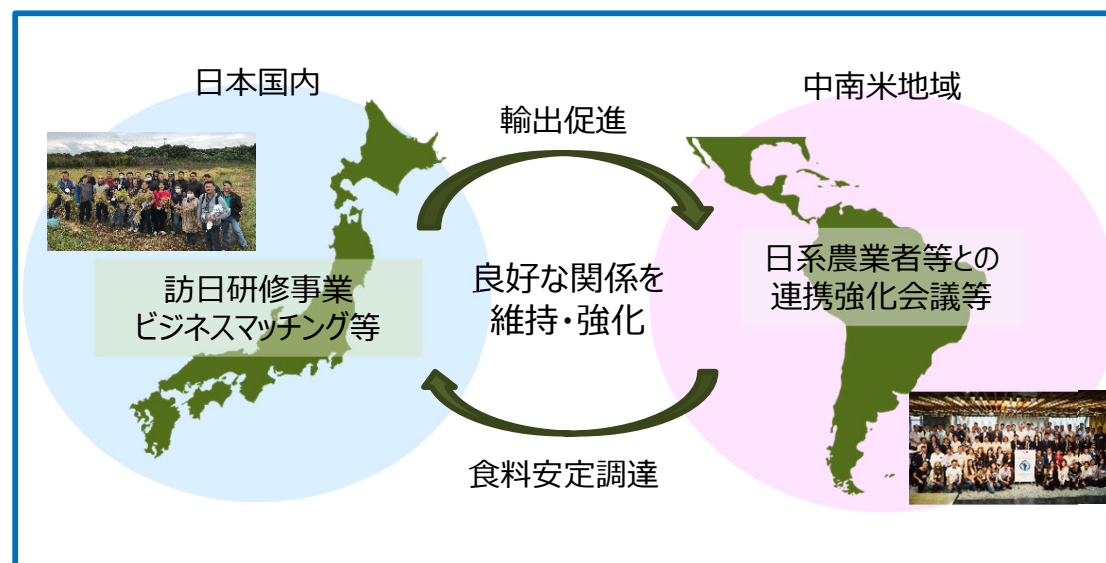
2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・中南米の日系農業者を日本に招へいし、生産性向上等に係る技術研修や日本企業関係者との農産物貿易等に係る意見交換、セミナー等を実施します。

3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・中南米における農林水産業・食産業分野での戦略的ビジネス環境を整備し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や農林水産業・食産業の事業展開を推進するため、必要となる調査や官民合同会議等の取組を行います。

<事業イメージ>



中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、我が国の穀物等の安定供給を確保するとともに農林水産物・食品の輸出を促進。

<事業の流れ>



植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 297百万円（前年度 152百万円）

<対策のポイント>

優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や国内外の育成者権侵害対策、戦略的な海外ライセンス推進のための環境整備等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等の取組を実施します。

<事業目標>

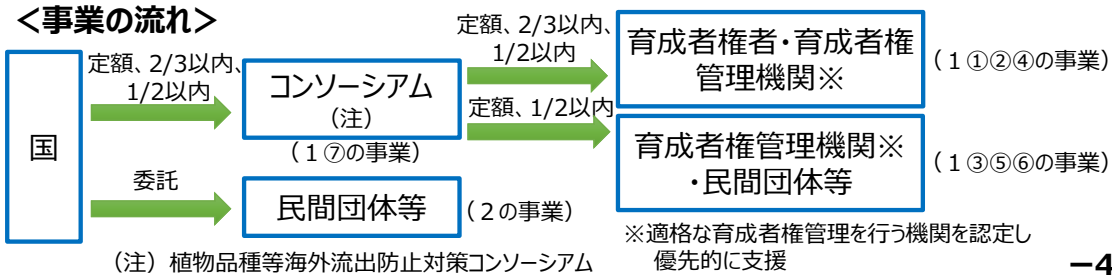
- 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）
- 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始1件以上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

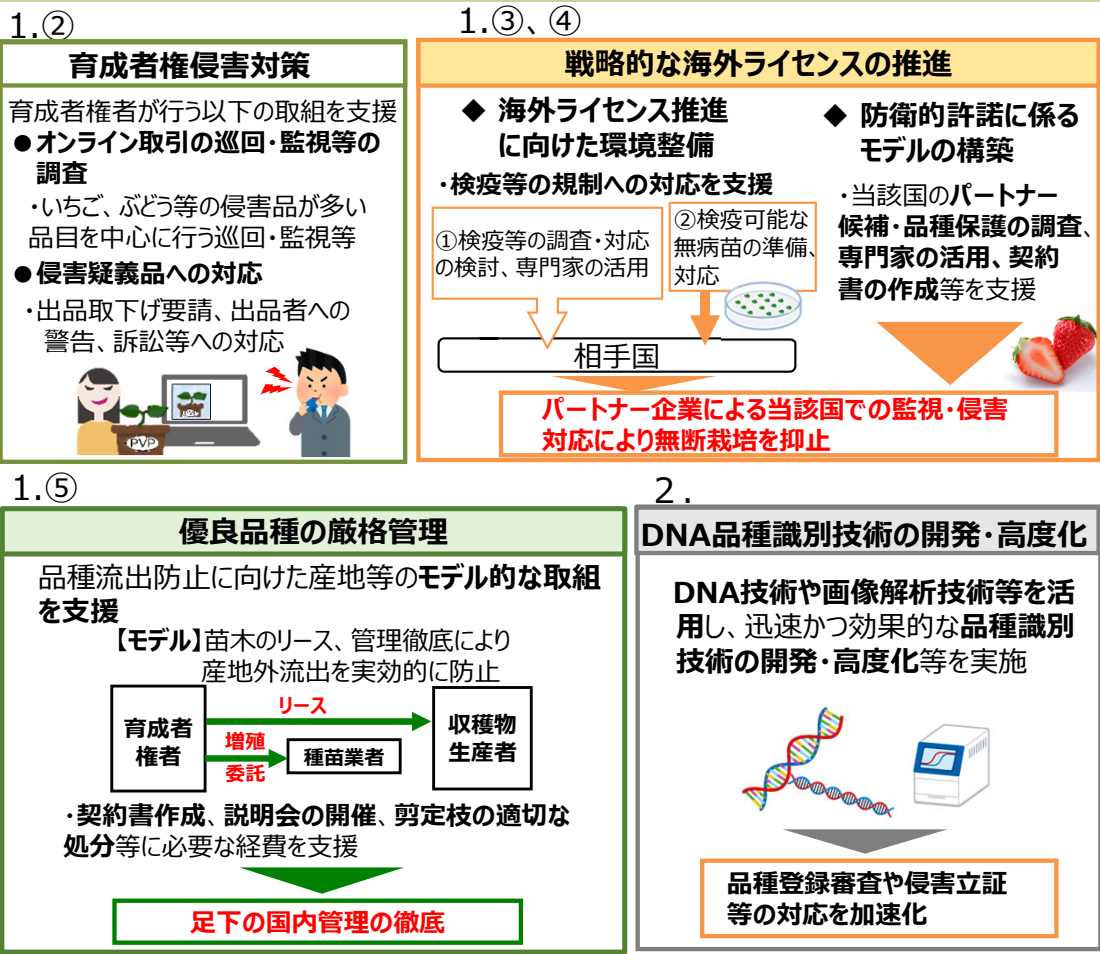
- 1. 育成者権の保護・活用支援等** **177百万円（前年度 97百万円）**
 - ① 海外出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）
 - ② 育成者権侵害対策
育成者権の侵害対策に向けた侵害調査、専門家への相談等を支援します。
 - ③ 海外ライセンス推進に向けた環境整備
ライセンス候補国の種苗の検疫等の規制の調査・対応、日本品種の導入推進に向けたプロモーション、海外ニーズと国内未利用品種のマッチング等を支援します。
 - ④ 防衛的許諾に係るモデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾のモデル構築を支援します。
 - ⑤ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
苗木のリース方式等を活用した厳格な品種管理のモデルの構築を支援します。
 - ⑥ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。
 - ⑦ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。
- 2. 育成者権保護のための環境整備** **120百万円（前年度 55百万円）**

グローバルな品種展開に向け、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化や、東アジア地域における品種保護の環境整備等の取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用を進めるため、農林水産業・食品産業についての知見を有する農業知財専門人材（弁護士、弁理士等）による助言や伴走支援を行うための相談窓口の整備を推進します。また、農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援するほか、海外における模倣品排除のための監視と現地制度等の調査を行います。

＜事業目標＞

- 相談対応件数1,000件/年〔令和11年度まで〕
- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件（累計）〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業

100百万円（前年度 88百万円）

① 農業知財総合支援窓口の整備

農林水産業・食品産業関係者からの相談内容に応じて、適切な農業知財専門人材を紹介し、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。また、知財の保護・活用に意欲のある相談者に対して、専門家による伴走支援を行います。また、これらに必要な情報収集・調査を支援します。

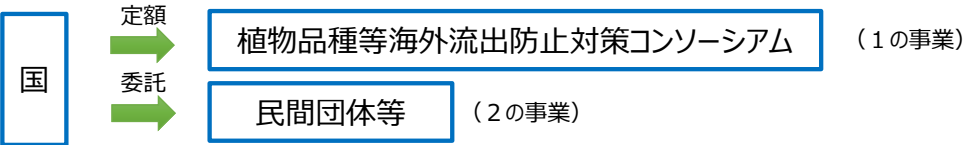
② 知財人材の育成・確保

現場での知財の保護・活用が進むよう、
ア 農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる知財専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
ウ 現場で知財マネジメントの実践を指揮する中核人材の育成
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
2. 地理的表示模倣品等対策委託事業

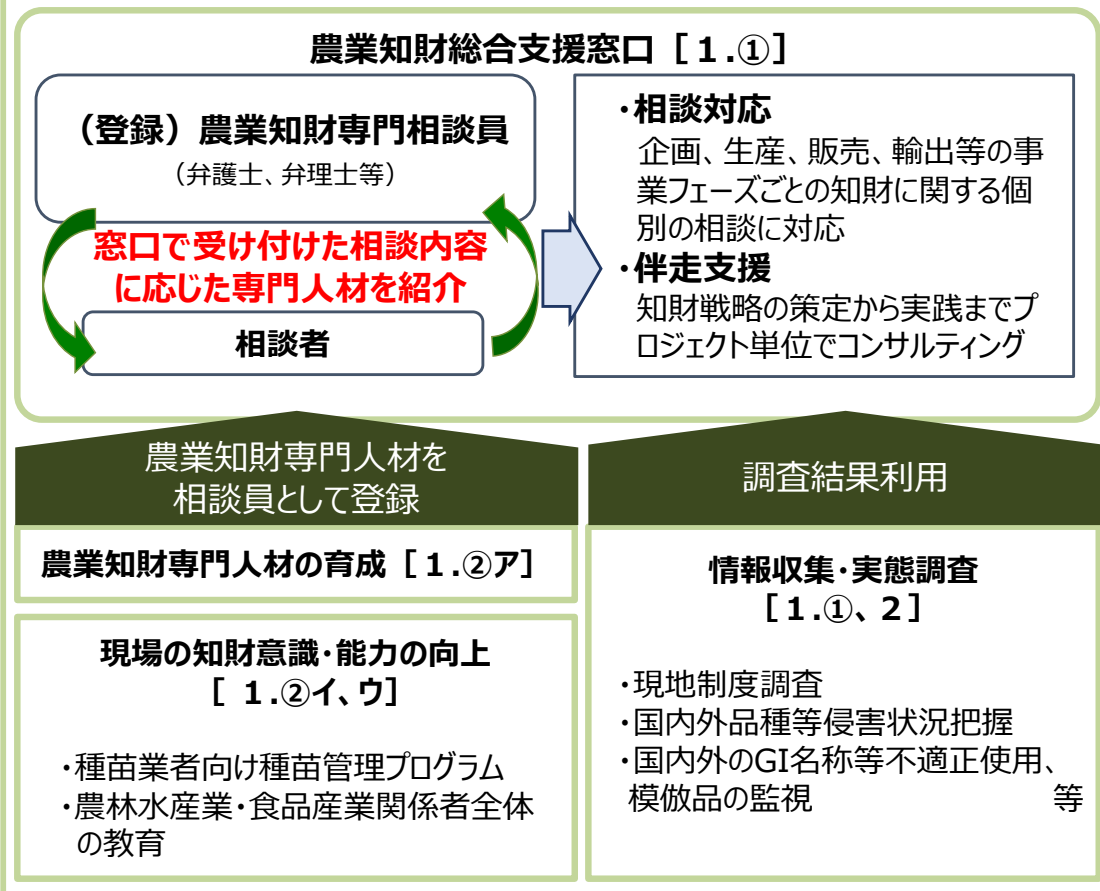
45百万円（前年度 28百万円）

国内外における地理的表示（GI）等の不適正使用の監視及び対応と、これらに必要な現地制度等の調査を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞
農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**により**ブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援**します。
加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

- ＜事業目標＞
- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件〔令和12年度まで〕
 - GI登録数を212産品に拡大〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

- 1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援**
GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組を支援**します。
また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等**の開催を支援します。
- 2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進**
輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。
また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

＜事業イメージ＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

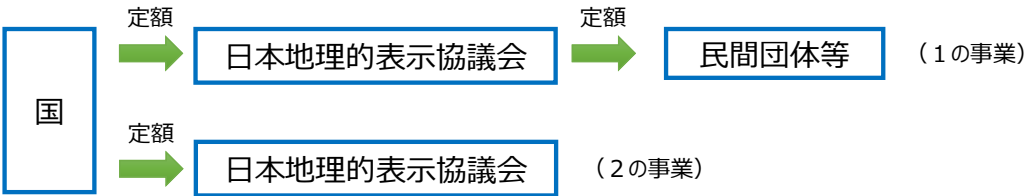
- 【海外展開に向けた取組の例】
・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓
- 【インバウンドに向けた取組の例】
・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供

商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築



＜事業の流れ＞



植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用

令和8年度予算概算要求額 185百万円 (前年度 135百万円)

<対策のポイント>

多様な遺伝資源を活用した優良品種の開発促進を図るため、国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）事務局の運営に必要な資金を拠出することにより、締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化します。

また、グローバルサウス地域での遺伝資源の評価・保全に係る技術支援を通じたネットワークを形成することにより、革新的な新品種の開発に向けた基盤を構築します。

植物新品種保護国際同盟（UPOV）への拠出を通じ、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、UPOVへの加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

<事業目標>

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- グローバルサウス地域における有用在来遺伝資源の保全・活用等を通じた農業の強靱性と生産性等の向上、革新的新品種開発に向けた基盤構築
- アジア諸国等のUPOV加盟促進、品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施〔令和10年度まで〕

<事業の全体像>

1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 54百万円

- ITPGRFAは、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金をFAOに拠出します。

2. グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業（FAO拠出） 40百万円

- 農業の持続的な発展と食料安全保障の確立には、優良品種の開発促進が重要であり、その素材となる多様な植物遺伝資源の保全・活用が不可欠です。このため、FAOへの拠出を通じ、有用遺伝資源が多く存在するものの保全等が十分でないグローバルサウス地域において、我が国への導入も見据えつつ研究機関や民間企業と連携し、イノベーションの実証・導入を通じた遺伝特性評価や種子の生産・品質向上等の取組を支援することで、同地域との新たなネットワークを形成し、革新的な新品種開発に向けた基盤を構築します。

3. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 90百万円

- アジア諸国等のUPOV加盟促進のため、UPOV制度の役割や便益の周知・啓発、UPOV条約に整合した法整備とその運用体制強化に向けたデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。
- また、UPOV事務局による植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析や持続可能な農業に資する新品種導入等に向けた各国の品種保護制度強化等の取組を支援します。

〔お問い合わせ先〕 (1の事業) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

—48— (2、3の事業) 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

輸出環境整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,385百万円（前年度 1,298百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等への対応強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 425百万円（前年度476百万円）

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162百万円（前年度162百万円）

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 799百万円（前年度661百万円）

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

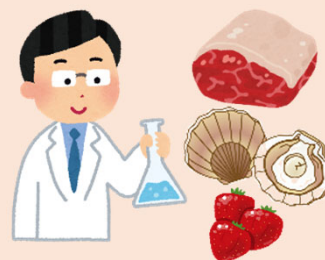


研修等による実務担当者の能力向上の支援

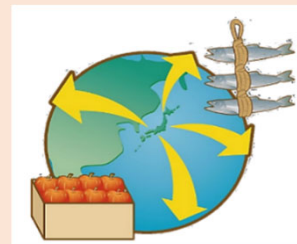


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援

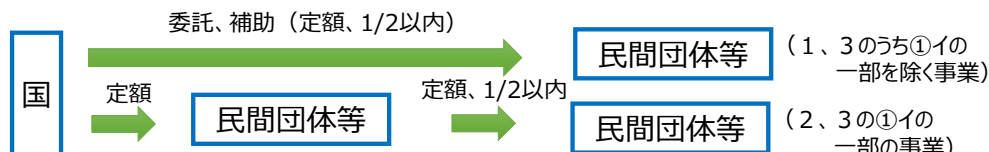


国際的認証や施設認定の取得等の支援



EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1、2、3①③④⑤の事業）
（3②の事業）

輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-2378）
消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業

令和8年度予算概算要求額 425百万円（前年度476百万円）

<対策のポイント>

輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たに高度かつ複雑な規則が制定される方向にある中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。
- 我が国では使用が認められているが、輸出先国・地域では認められていない農薬等の化学物質について、輸出先での基準値設定を申請するために必要な各種試験データの取得や分析、輸出先当局との調整等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

課題

放射性物質、食品安全、環境への配慮等の規制や規則が輸出障壁となり、日本産農林水産物・食品が輸出できない／今後できなくなるおそれ

調査

- 輸出先国からの要求等に応じて必要となる農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集
- 規制や規則に関する情報収集・分析、輸出に与える影響の評価等



活用

- 適切なデータの提示を通じた二国間協議の加速化
- 規則の内容や、新たな規則に対応するためのガイダンスを輸出に取り組む事業者へ提供等



効果

放射性物質に係る輸入規制の撤廃のほか、収集・分析した情報に基づき、国と輸出事業者双方が規則への対応を進めることにより、日本産農林水産物・食品の輸出先国や輸出可能な品目が拡大



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1775）

自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

令和8年度予算概算要求額 162百万円（前年度162百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う都道府県や民間検査機関等の体制強化をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、**研修の受講、開催**等を支援します。
また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う**人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得**等を支援します。

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な**検査機器の導入や更新**等を支援します。



研修等による実務
担当者の能力向上

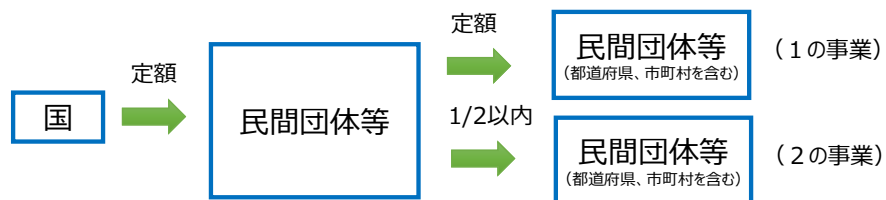


証明書発行業務の
人員増強



検査機器の導入

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

農畜水産モニタリング検査支援事業

令和8年度予算概算要求額 266百万円（前年度251百万円）

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の動物用医薬品、農薬等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 農産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める青果物の残留農薬、微生物、重金属等の検査に係る経費を定額で支援します。

4. 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

（1～3の事業）

EU等から農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

計画に基づいた残留物質モニタリング等検査の実施

（4の事業）

EU等から二枚貝の指定生産海域のモニタリング検査の要求

国や都道府県によるモニタリングのためのサンプリング計画の作成等

計画に基づいたプランクトン・貝毒等の検査の実施

※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



民間団体等が実施する検査に要する経費を支援（定額）



【お問い合わせ先】

1,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

2,4の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の輸出に必要な残留物質等のモニタリングにあたって、輸出先国・地域の求める水準の信頼性を確保した分析結果を得ることが不可欠であるため、**妥当性確認された検査法の確立**を実施する。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

検査法の検討及び妥当性確認

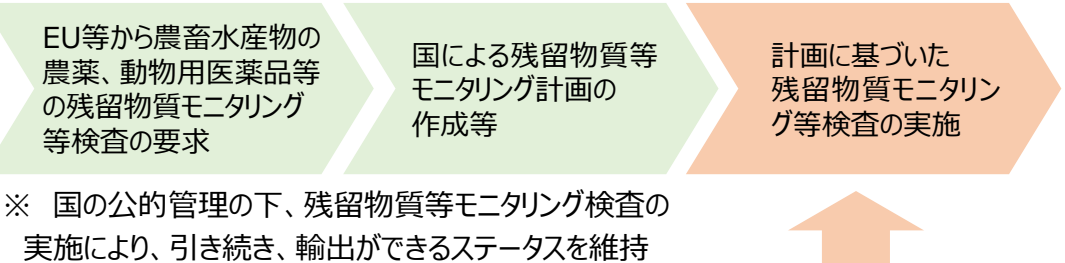
- 対象：
- ・ 日本が提出した残留物質等モニタリング計画等に関して、EU等から指摘があった検査項目の検査法
 - ・ 令和5年12月のEUの残留物質等モニタリングの検査項目の分類変更に伴い追加された新たな検査項目の検査法
 - ・ 国内で新たに承認された動物用医薬品・飼料添加物等の検査法

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・ 国際的に通用する信頼性を確保した分析結果を得るために、検査は、試験所の能力に関する国際規格であるISO/IEC 17025に適合している試験機関が実施する必要がある。
- ・ 検査機関のキャパシティーに限りがあることから、EU等から示された追加の検査項目に優先順位をつけた上で、試験法の検討や妥当性確認を実施する。



〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている国際的認証の取得、輸出先国の要件に適合する施設の認定、輸出先国の規制に関する研修の開催、輸出先国検査官の招へい等に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際的に通用する認証の新規取得の支援

輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。

2. 輸出先国の要件に適合する施設の認定支援

輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

3. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

事業者に対する輸出先国が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。

4. 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい

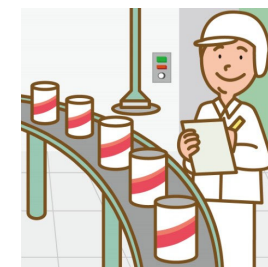
輸出先国の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

5. 輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援

輸出先国の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制等への対応について支援します。



国際的認証等の新規取得



施設認定等の取得や審査・現地確認



研修等による輸出先国の規制等の理解向上

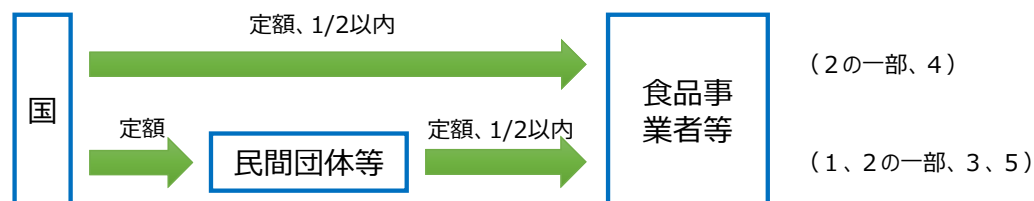


輸出先国検査官の招へい



輸出先国の求める条件に応じた検査や適合宣言書の作成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

令和8年度予算概算要求額 54百万円（前年度54百万円）

＜対策のポイント＞

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後、ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになることも想定されることから、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施**するとともに、**我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及**します。

＜事業目標＞

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

＜事業の内容＞

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

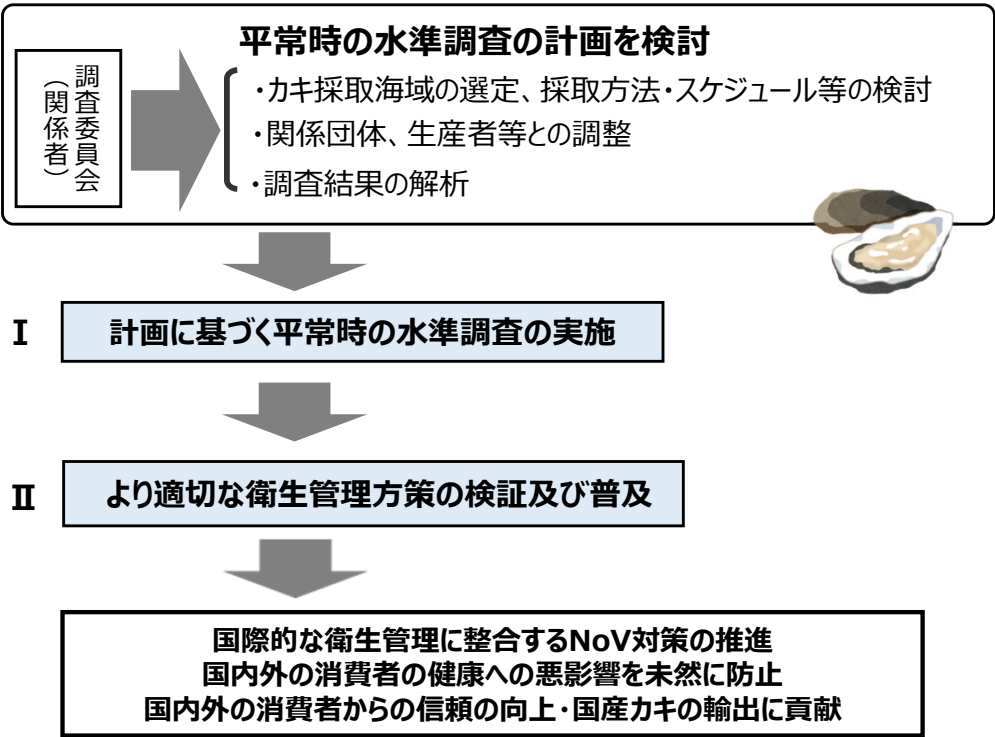
- I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査**を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。
- II 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえ、ウイルスを指標とした海域管理等のNoVリスク低減に向けた**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R7～8年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視事業

令和8年度予算概算要求額 89百万円（前年度70百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定審査及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. EU等向け認定施設への定期監視等

- ① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施

2. 都道府県職員に対する監視指導等の実施

冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会等の実施

3. EU等向け施設認定に係るガイドライン等の作成

加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船認定にかかるガイドライン等の作成

4. EU等向け施設認定に係るスクリーニングの実施

新規申請施設に対して認定にかかるスクリーニングを実施

<事業の流れ>



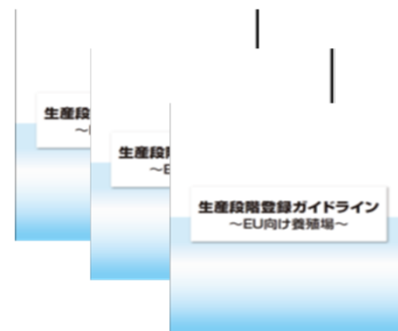
<事業イメージ>



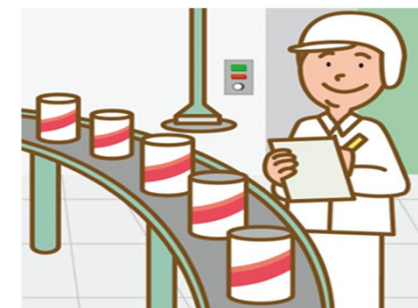
定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施



加工施設、冷凍船等認定にかかるガイドライン等の作成



施設認定にかかるスクリーニングの実施

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業

令和8年度予算概算要求額 28百万円（前年度20百万円）

<対策のポイント>

輸出先国から求められている二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施します。輸出先国側の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円〔2025年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

(1) 海域指定に必要なデータの収集

米国、EU等向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

(2) 有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝に含まれる
化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工
における基礎データ収集



輸出先国の規制に適合する
海域管理方法について検討会の開催



生産海域における
定期的なモニタリング

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

＜対策のポイント＞

中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録義務規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施する。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

- ・ 国内事業者が行う輸出先当局に対する施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが増えている。
- ・ これらの輸出先当局からの要求に対応し、我が国事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施する。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められている例）

○ 中国向け食品の企業登録

2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められている。

○ インド向け水産食品等の製造等施設登録

インド向け水産食品等について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インド政府の承認を受けることが求められている。

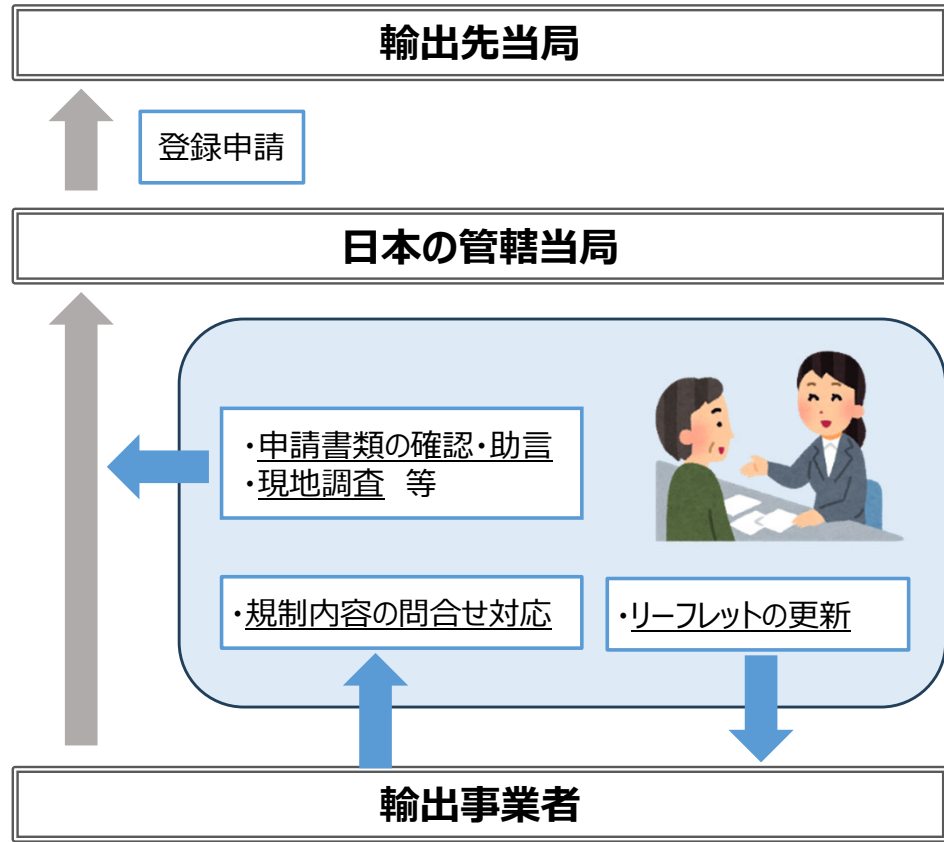
○ インドネシア向け乳製品等の製造施設登録

インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められている。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

米穀周年供給・需要拡大支援事業

令和8年度予算概算要求額 5,000百万円（前年度 5,000百万円）

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

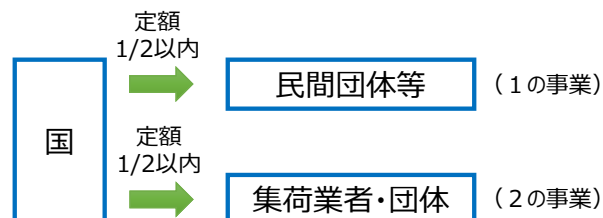
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



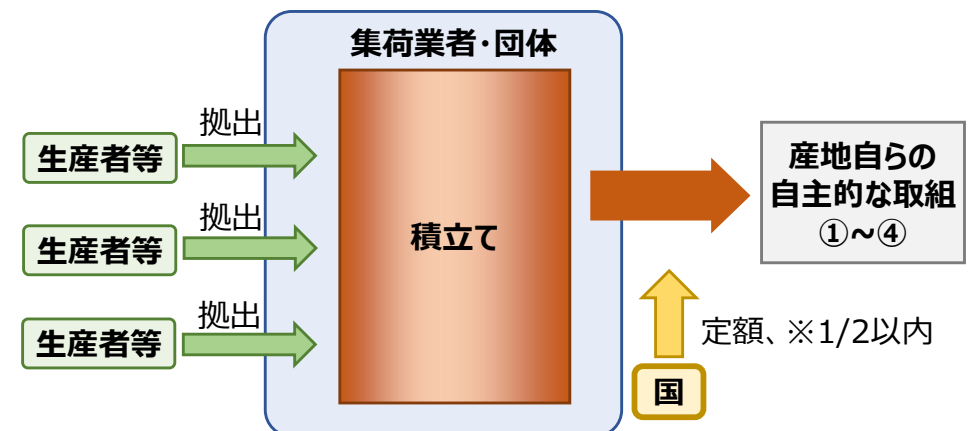
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 3,957百万円（前年度－）

<対策のポイント>

新たな食料・農業・農村基本計画においては、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源をフル活用した食料自給力の確保を位置付けたところであり、**米については、生産コストの低減等による生産性の向上、種子の安定供給、輸出や米粉等の需要拡大に係るKPIを設定しています。**この実現に向け、用途ごとの米に関する生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

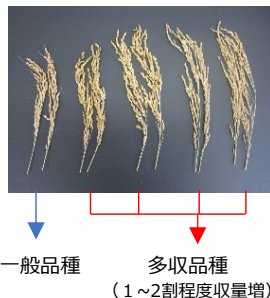
- 米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg〔令和5年度〕→9,500円/60kg〔令和12年度まで〕）
- 稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率（100%〔令和12年度まで〕）
- 米・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出量（35.3万t（原料米換算）〔令和12年度まで〕）等

<事業の全体像>

1. 米穀等生産力強化促進事業【1,935百万円（前年度－）】

① 持続的種子生産総合対策事業

高温耐性や多収性などの多様なニーズにも対応した安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組や新規採種農家の参入促進等を支援します。



② 生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業

稲作の大幅なコスト削減に向けた地域全体で取り組む経営分析や革新的な技術の実証等や、労働力不足への対応策となる直播の導入等を支援します。

3. 米穀等需要開拓事業【840百万円（前年度－）】

① 米需要創造価値推進事業

米の消費量減少に歯止めをかけるため、米の付加価値への理解に繋がる、年代ごとの食生活や意識変化に対応した情報発信の取組を支援します。

② 米・米加工品輸出拡大推進事業

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等の取組を支援します。



③ APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業

東南アジアにおいて災害対応に優れた加工米飯の魅力を発信する取組を支援します。

2. 米穀流通情報整備事業【80百万円（前年度－）】

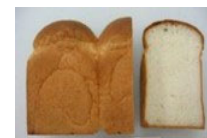
米穀の国内需給状況を的確に把握するため、販売価格、販売数量等のデータ（POSデータ等）に基づき販売、消費等の動向の調査・分析を行います。

4. 米穀等需給安定対策事業【1,102百万円（前年度－）】

① 米粉等需給安定・利用促進対策事業

国産米粉の特徴を活かした新商品の開発、米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、製粉企業・食品製造事業者の規模拡大の取組等を支援します。

また、米粉用米等の安定供給に向けた原料米の複数年契約の取組を支援します。



米粉パン



米粉麺

② 米穀需給変化対応事業

米の需給変化に即応し、加工用米・新規需要米の国民への安定供給を実現するため、産地や流通事業者等が策定する需給安定計画に基づき、各段階の関係者が連携しながら、供給力を強化するために必要な取組を支援します。



米・米加工品輸出拡大推進事業

令和8年度予算概算要求額 785百万円（前年度 — ）

<対策のポイント>

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、**進出候補先国・地域の調査や海外需要開拓・定着、新たな輸出産地の形成等**の取組を支援します。

<事業目標>

「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の輸出の拡大（922億円（35.3万トン）〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中食・外食事業者や輸出事業者等が海外展開する際の、進出候補先国・地域の調査等の取組の推進 135百万円

新規市場開拓に先立って実施する**市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動**の取組を支援します。

2. 輸出事業者と輸出産地が連携して取り組む海外需要開拓・定着等の取組の推進 570百万円

輸出事業者が輸出産地と連携して行う、**日本産米・米加工品の海外における需要開拓・定着に向けたプロモーション活動**を支援します。

3. 新たな輸出産地を形成する取組への支援 30百万円

輸出を行う産地を拡大させていくため、**輸出事業者と産地をマッチングする仕組**の構築、**新たな輸出産地を形成するための実証等**の取組を支援します。

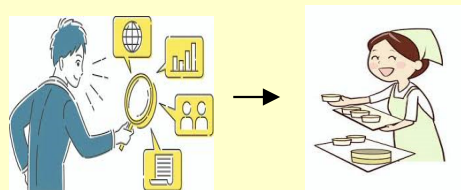
4. 海外規制等に対応する取組への支援 50百万円

残留農薬・重金属検査やくん蒸など、米・米加工品の輸出に際して必要となる**輸出先国・地域が求める規制や海外実需者が求める要件に対応するための取組**を支援します。

<事業の流れ>



【1. 進出候補先国・地域の調査等の取組の推進】



海外での市場リサーチからテストマーケティングに至る初期活動

【2. 輸出事業者と輸出産地が連携して取り組む海外需要開拓・定着等の取組の推進】

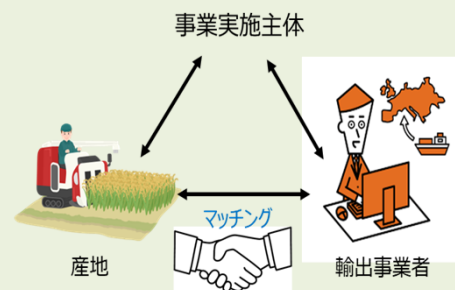


展示会への出展



商談会への参加

【3. 新たな輸出産地を形成する取組への支援】



輸出事業者と産地のマッチング

【4. 海外規制等に対応する取組への支援】



残留農薬・重金属検査



精米輸出用のくん蒸検査

APTERRの枠組みを活用したコメ加工品普及推進事業

令和8年度予算概算要求額 30百万円（前年度一）

<対策のポイント>

APTERRを通じた支援の機会を捉え、東南アジア地域において被支援国政府や自治体関係者、現地バイヤー、富裕層等に対して日本の加工米飯の魅力を発信し、我が国の加工米飯の市場を開拓し輸出を拡大する取組を推進します。

<事業目標>

米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の輸出額（922億円〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 背景・課題

- ① 我が国は、東南アジア地域において大規模災害等の緊急時に米を支援するASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）の枠組みの下、通常の精米に加えて災害対応に適した加工米飯（アルファ化米）による支援を実施しています。日本の加工米飯は、被支援国から、品質の良さや調理が簡単にでき災害対応に適している点を高く評価されています。
- ② 東南アジア地域はコメを中心とした食文化であり、今後人口増加や経済成長が見込まれることから、災害用食品・インスタント用食品等として日本の加工米飯が受け入れられるポテンシャルが高いと考えられます。
- ③ 政府間の枠組みであるAPTERRを活用し、相手国政府や自治体も含めたターゲットに加工米飯の魅力を発信しニーズを掘り起こす機会を提供することで、加工米飯の需要拡大と輸出拡大を図ります。

加工米飯（アルファ化米）の特徴

- ・ 常温で長期保存が可能
- ・ 調理が簡便、災害対応に優れている
- ・ 一部の商品はハラル認証を取得
- ・ 商品のバリエーションが豊富

事業のイメージ

- ・ 被支援国政府や自治体の災害対応担当者に対して、APTERRでの評価を紹介しつつ、災害用食品としての加工米飯の魅力を発信
- ・ 現地バイヤーや富裕層に対して、付加価値の高いプレミアムなインスタント食品としての加工米飯の魅力を発信
- ・ APTERRにおける日本の貢献も合わせて紹介



期待される効果

- ・ 東南アジア地域において加工米飯の商流が拡大
⇒ 将来の購買層となり得るターゲットも含め、中長期的な米・米加工品の輸出拡大につながる
- ・ APTERRにおける日本の貢献の認知度が向上
⇒ 地域における我が国のプレゼンス維持・拡大につながる

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

国内で使用が認められている食品添加物等は、他国で使用が認められていない場合があり、添加物や国・地域等ごとに代替添加物を検討するため、使用基準等の情報整理が必要です。さらに添加物等の規制内容は頻繁に改正がされているため、最新の規制情報を把握することが必要となっています。これらの規制情報を整理した**早見表等について最新情報への更新等**を行うとともに、その活用を促進することにより、他国で認められている添加物等への切り替えを行いやすくなり、**包装材や食品表示等食品規制の相談体制を整備**することにより輸出拡大に繋がります。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食品添加物等の規制調査

令和6年度で作成した保存料等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし**最新情報に更新等**を行います。

＜事業イメージ＞

1.食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

用途一覧 乳化剤 国・地域選択 添加物名選択 キーワードを入力 検索

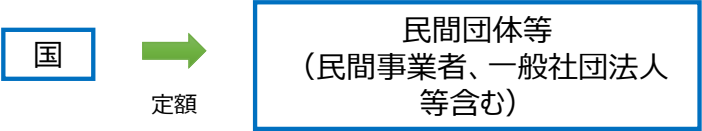
和名	英名	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
オクチニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaja Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○

保存料等の
規制情報の更新等

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

添加物等の規制情報を整理した**早見表等の有効活用**に向けて、食品製造事業者等に対し代替添加物利用に関する知見の共有等に加え、その他の食品関連規制（包装材、食品表示、食品安全等）に関する課題解決を支援するため、**加工食品輸出に関する添加物や包装材等の食品規制に係る相談体制を整備**します。

＜事業の流れ＞



2.早見表等の活用促進等相談体制の整備

加工食品の輸出に向けた課題例

- ・添加物について自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、ひとつひとつの検証が大変。
- ・包装材についてEUの包材規制やプラスチック削減条約により従来の容器包材が使えなくなる。
- ・食品表示について国や地域ごとに細かい規定があり個別対応が求められる。



- ・早見表活用の相談対応
- ・出張相談の実施



有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費

令和8年度予算概算要求額 236百万円（前年度 195百万円）

<対策のポイント>

消費者の健康への悪影響を未然に防止するため、農場や食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定を行うとともに、低減対策等の効果検証等を推進します。

<政策目標>

リスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、有効で実践可能なリスク管理措置を明らかにし、消費者の健康被害を未然に防止

<事業の全体像>

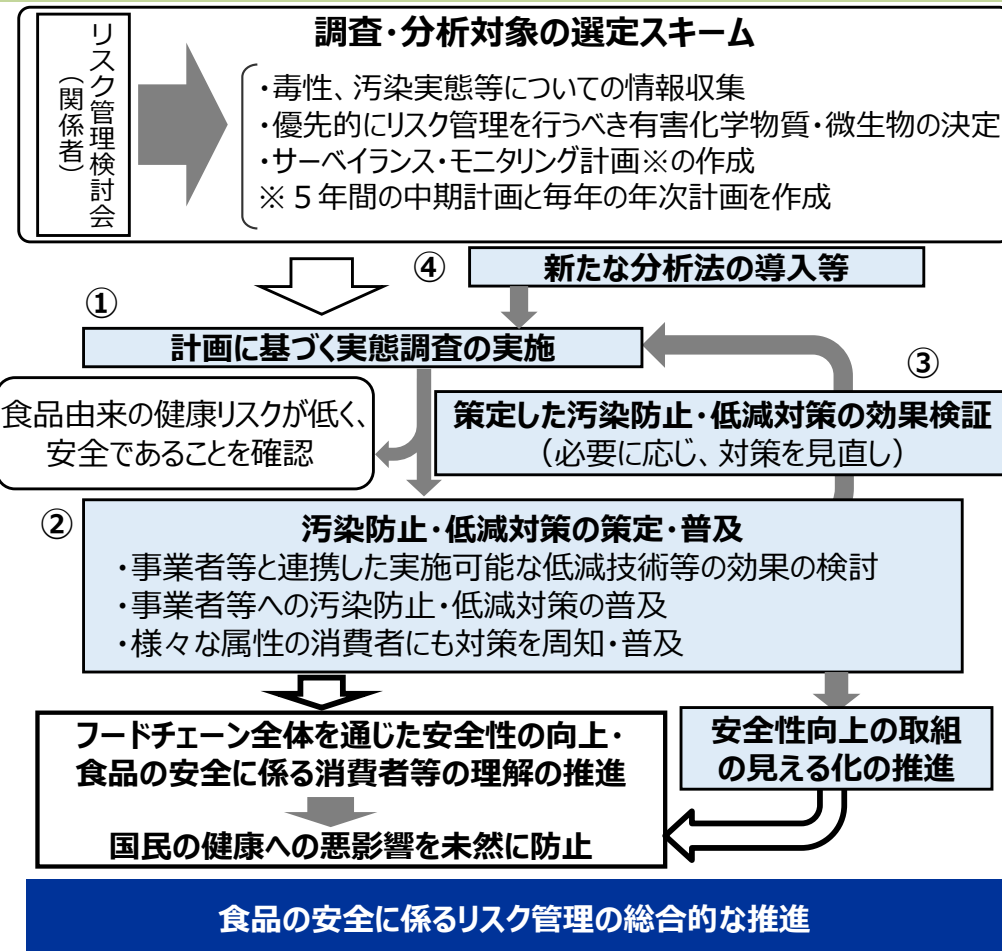
- 1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業** 155百万円（前年度 124百万円）
2. 微生物リスク管理基礎調査事業 81百万円（前年度 71百万円）
（1. 2. とともに以下の事業を実施）
- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
- ③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

（関連事業）

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 1,385百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

<事業の流れ>



輸出植物検疫に係るエビデンスの構築等事業委託費

令和8年度予算概算要求額 67百万円（前年度 45百万円）

<対策のポイント>

相手国の検疫措置による産地負担が大きい果樹等について、産地が長期的に対応可能な検疫条件の設定及び円滑な輸出検査のため、**病害虫の発生状況等の調査、簡易なリスク管理技術の確立、次世代型植物検疫措置の構築及び遠隔輸出検査技術の実証等**を輸出産地と連携して行います。

<事業目標>

検疫が過度な負担となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁、輸出検疫条件の緩和及びその後の輸出機会の確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病害虫の発生状況等の調査

我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の生態、農産物に対する寄生性等を輸出産地と連携して調査し、エビデンスとして整理します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

相手国から求められている植物検疫措置に関し、輸出産地が長期にわたって実施可能な手法や技術の確立に向けて、それらの効果を証明するためのデータを収集・整理します。

3. 次世代型植物検疫措置の構築

リスク低減効果と環境負荷の低減及び農作物の品質保持が両立する新たな検疫措置を構築します。

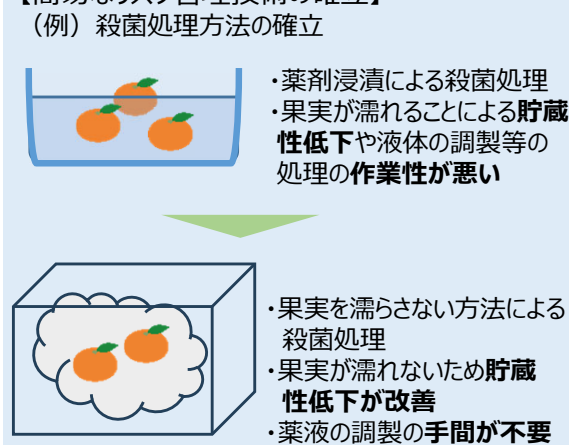
4. 遠隔輸出検査技術の実証

栽培地や集荷地での検査が必要な果樹等について、ICT機器を活用した遠隔検査技術の実証を行うとともに、発生予察の情報を含む栽培地の状況等に応じた検査方法を体系化します。

【病害虫の発生状況等の調査】



【簡易なリスク管理技術の確立】



【次世代型植物検疫措置の構築】



【遠隔輸出検査技術の実証】



<事業の流れ>



エビデンスに基づき相手国と協議し、検疫条件の設定・緩和及びその後の輸出機会を確保

木材需要の創出・輸出力強化対策

令和8年度予算概算要求額 249百万円（前年度218百万円）

<対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業目標>

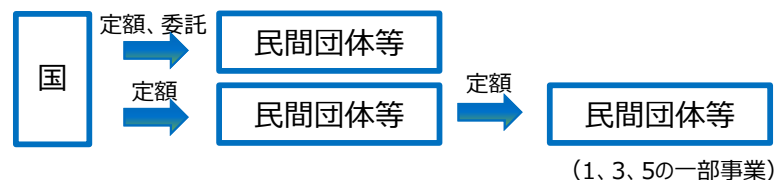
国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和5年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 92（90）百万円
「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 25（20）百万円
CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等、2×4工法構造材の輸出拡大に向けたセミナーの開催等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 68（53）百万円
事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供、改正クリーンウッド法の施行状況把握調査を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 30（28）百万円
国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 34（26）百万円
特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組とその横展開、輸出先のニーズ等の情報収集等を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1～4の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（5の事業） 経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

日本産CLT等のグローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析等**の取組を支援するとともに、日本産2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、**国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向けたセミナーの開催等**の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築

日本産のCLT、構造用集成材等について、**製造・流通・マーケティング等の事業者等が連携した協議会**によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ・商流等を把握するための**テストマーケティングの実践・分析**、分析結果等を用いた関係者への普及啓発等の取組を支援します。

2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築（新規）

日本産の2×4工法構造材の輸出拡大を図るため、**国内工場における海外の格付資格を持つグレーダーの育成に向け、セミナー等の開催**や海外の木材検査機関等との協力関係を構築するための取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築



CLT等のテストマーケティングの実践・分析、分析結果等による普及啓発

- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド、等



2. 2×4工法構造材の輸出基盤の構築



グレーダーの育成に向けたセミナー

セミナーの内容（例）

- 海外の構造材規格・格付規則
- 海外の検査方法
- 日本の規格との比較
- グレーダー資格の取得方法、等

特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

【令和8年度予算概算要求額 34（26）百万円】

<対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の国内の需要拡大や生産性向上、輸出拡大等に向けた取組**を支援します。

<事業の内容>

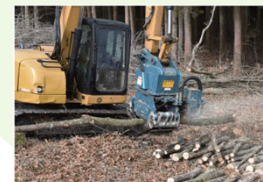
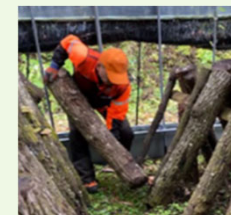
<事業イメージ>

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上（拡充）

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上

- ① きのご原木の需給動向に関する情報収集及び需給マッチングを支援
- ② 新技術の採用や川上事業者と連携したきのご・薪炭向け原木の効率的な調達による**生産性向上**、新商品の開発による**需要の拡大等の生産者の先進的取組**を支援するほか、効果的な取組の横展開を図るため**先進的取組の実装化に向けた研修等の実施**を支援

生産性向上や需要拡大の取組の推進



研修などを通じた先進事例の横展開



2. 特用林産物の国際競争力強化

2. 特用林産物の国際競争力強化

- ① 輸出産地づくりに向けた**生産者団体間の連携強化**
- ② 輸出先国における**ニーズの把握**並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る**法令の情報収集**



A国：OK

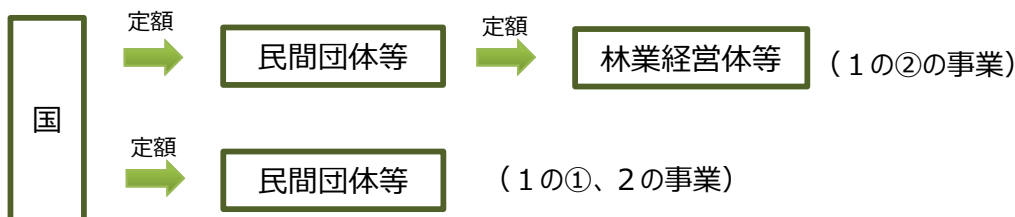
B国：NG

ラベルの記載漏れ

細菌・異物混入の検査

過剰なプラスチック包装

<事業の流れ>



インバウンドによる食関連消費拡大

令和8年度予算概算要求額 214百万円（前年度 26百万円）

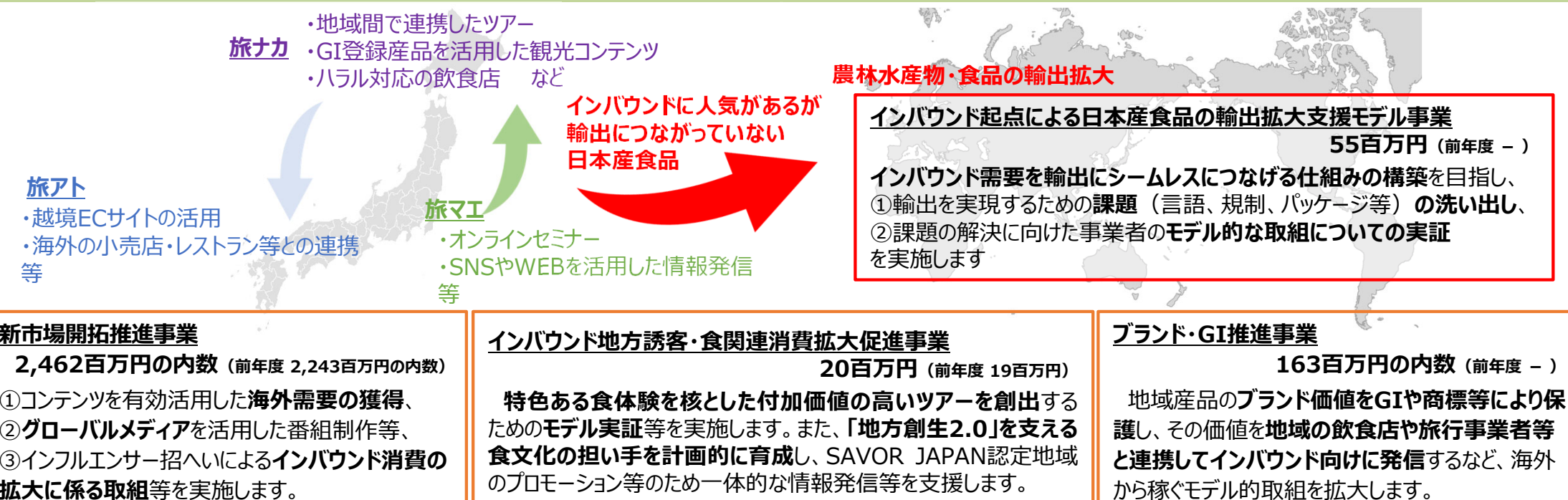
<対策のポイント>

インバウンド食消費と輸出拡大の好循環を形成すべく、インバウンドを起点としてシームレスに輸出につながるようなモデル的取組等を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>



（関連事業）

- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出推進・整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）** 8,575百万円の内数（前年度 - ）
インバウンドの農山漁村への滞在期間長期化や「食」の高付加価値化につなげるため、農泊地域と輸出産地等が連携した、
① GI登録産品や輸出重点品目等を活用した**食コンテンツの開発**、②周遊に必要な**ガイドの育成・確保**、③ これらの取組と併せた**食関連施設の整備**等の取組を支援します。
- **海業振興支援事業** 800百万円の内数（前年度 - ）
海業の全国展開にあたり、**国の施策として取り組むべきテーマ（インバウンド対応等）**に対して、**海業の取組に必要な調査、計画、実証等の民間事業者が行うモデルづくりの支援**等を実施します。

インバウンドによる食関連消費拡大推進事業

令和8年度予算概算要求額 75百万円（前年度 19百万円）

<対策のポイント>

訪日外国人（インバウンド）の地方誘客や食関連消費の拡大のための課題を解消するモデルを形成することで、インバウンドによる食関連消費を拡大し、農林水産物・食品の輸出拡大につなげる取組を推進します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

20百万円（前年度19百万円）

特色ある食体験を核とした付加価値の高いツアーを創出するため、ガストロノミー・酒蔵ツーリズムや農泊、海業地域等の連携をコーディネートし、海外富裕層の誘客と輸出拡大につなげるモデル実証等を実施します。

また、「地方創生2.0」を支える食文化の担い手を計画的に育成するとともに、SAVOR JAPAN認定地域のプロモーション等のため一体的な情報発信等を支援します。

2. インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

55百万円（前年度－）

近年のインバウンドの増加により、主に国内向けに製造された商品のニーズが高まっている。訪日外国人に人気のある日本産食品を海外の規制等に適合させ、シームレスに輸出につなげていくことができるよう、対応すべき課題（言語、嗜好、添加物、表示事項、国内向けと海外向けを同一ラインで製造することによる既存設備の有効活用等）の解決に向け、他企業にも応用可能な取組をモデル実証事業として実施します。

特色ある食体験を核とした
付加価値の高いツアー造成

モデル実証

- SAVOR JAPANを含む地域間連携で海外富裕層向けの高付加価値ツアーモデルとして実証

【地域間連携の取組例】

ガストロノミーツーリズム



酒蔵ツーリズム



インバウンド需要を輸出に
シームレスにつなげる仕組みの構築

モデル実証

- 日本産食品を輸出する際は、現地需要及び規制に適合する仕様変更等を行ってきた
- 国内の商品をシームレスに輸出できるよう課題の解決に向け他企業にも応用可能な取組を実証

【他企業にも応用可能な取組例】

- ・ ハラル認証の取得に関する情報提供
- ・ ヴィーガン向け商品パッケージの開発
- ・ 食品表示の多言語化
- ・ 海外の添加物規制等にも適合した食品の国内消費者へのテスト販売 等

インバウンドによる食関連消費拡大

農林水産物・食品の輸出拡大

インバウンドと輸出の好循環を形成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1の事業）
（2の事業）

－70－

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室
輸出・国際局海外需要開拓G

（03-6744-2012）
（03-6738-7899）

インバウンドによる食関連消費拡大推進事業のうち

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

令和8年度予算概算要求額 55百万円（前年度 -）

<対策のポイント>

訪日外国人（インバウンド）に人気があるが、輸出につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組について実証することで、インバウンドを起点とした食品の輸出につながるような取組を推進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

近年のインバウンドの増加により、主に国内向けの食品の需要が高まっています。訪日外国人に人気のある日本産食品を海外の規制等に適合させ、シームレスに輸出可能とできるよう、対応すべき課題（※）の解決に向け、他企業にも応用可能な取組をモデル実証事業を行います。

対応すべき課題：
多言語表示、規制、添加物、表示事項、インバウンドにも分かりやすいPR（掲示等）手法、国内外向け食品の同一ライン製造のための既存設備の活用 等

対象者：インバウンド向けに食品を販売・製造する小売・食品製造事業者等

支援内容：食品表示多言語化のための対象国の制度・慣習等調査費、翻訳費、国内外でのテスト販売、効果的な掲示・周知方法の検証費 等

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

<事業イメージ>

シームレスに輸出できる他企業にも応用可能な日本産食品のモデル実証のイメージ

多様なニーズへの対応

・ハラル認証の取得に関する情報提供

・ヴィーガン向け商品パッケージの開発

・食品表示の多言語化

・インバウンドに分かりやすい掲示法 等

国内製品の海外仕様化

・海外の添加物規制等にも適合した食品の国内消費者へのテスト販売

インバウンドと輸出の好循環を形成

インバウンドによる食関連消費拡大

農林水産物・食品の輸出拡大

イチゴジャム

イチゴ(国産)、砂糖/ゲル化剤(ペクチン)、酸味料(クエン酸)

300g

20XX.X.X

高温、直射日光を避け保存してください。

農林水産株式会社
東京都千代田区霞が関〇-〇

食品表示の多言語化

インバウンドにも分かりやすい商品パッケージ

インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

令和8年度予算概算要求額 20百万円（前年度19百万円）

<対策のポイント>

インバウンドの地方誘客と食関連消費を拡大し、地域の食文化の継承等を図るため、関係省庁との連携の下、ガストロノミーツーリズムや酒蔵ツーリズム等に取り組む地域や、農泊・海業推進地域、SAVOR JAPAN認定地域間の連携をコーディネートすることにより、海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピートにつなげるモデル実証等を行います。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔令和12年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 特色ある食体験等を組み合わせた付加価値の高いツアー提供の充実

- ・ ガストロノミーツーリズムや酒蔵ツーリズム等に取り組む地域や、農泊・海業推進地域、SAVOR JAPAN認定地域間の連携をコーディネートすることにより、海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピーター誘客拡大につなげるモデル実証の取組を実施します。
- ・ 広域型ガストロノミーツーリズムの創出を図るため、認定地域間の連携を促進し、特色ある食体験等を組み合わせた付加価値の高いツアー提供の充実を図ります。

2. 「地方創生2.0」の取組を支える食文化の担い手の計画的な育成

- ・ 認定地域において、「地方創生2.0」の取組を支える食文化の担い手を計画的に育成するため、若手や女性を含め、優良事例を活用した研修会等を行います。
- ・ 認定地域のブランディング、プロモーションのため、JNTO等と連携し、日本産食材とともに、地域の食文化や景観などの一体的な情報発信等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

特色ある食体験等を組み合わせた付加価値の高いツアー提供の充実

モデル実証

- ① 地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要の取り込みを目指す地域間連携の枠組みを構築
- ② 事業実施主体による地域間連携のコーディネートの下、海外の富裕層をターゲットとした、高付加価値化、滞在長期化につながる消費促進効果の高いツアーを造成
- ③ モデル実証の取組を実施・評価し、得られた知見を情報発信

ガストロノミーツーリズム



酒蔵ツーリズム



農泊



SAVOR JAPAN



海業



地域間の連携を
コーディネート

インバウンドの地方誘客、食関連消費の拡大

【再掲】新市場開拓推進事業

令和8年度予算概算要求額 2,462百万円（前年度 2,243百万円）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出を促進するため、認定品目団体等によるオールジャパンでの輸出力強化、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化



輸出物流の効率化に資する包材の統一



構造材輸出開始に向けたスギ・ヒノキ製材の性能検証



錦鯉の品質や価値を示す生産証明書発行システムの開発

戦略的輸出拡大サポート（JETRO・JFOODO）



海外見本市に設置するジャパンパビリオン



現地小売店での日本産品の店頭プロモーション



外国人料理人への日本料理研修

日本食・食文化の普及

1. 品目団体輸出力強化支援事業

862百万円（前年度 756百万円）

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

2. 戦略的輸出拡大サポート事業

1,417百万円（前年度 1,297百万円）

- 新市場の開拓に向けた取組を促進するため、
- ① JETROによる非日系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外において日本産食材を積極的に使用する「日本産食材サポーター店」拡大等の取組を支援します。海外展開を目指す食品企業とその原材料調達元になり得る農林水産漁業者との商談組成を支援します。
 - ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

8百万円（前年度 8百万円）

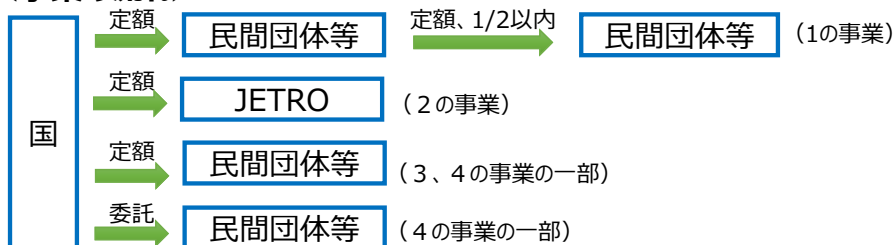
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。

4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

175百万円（前年度 181百万円）

海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1の事業）

（2、4の事業）

（3の事業）

輸出・国際局輸出企画課

海外需要開拓G

輸出支援課

（03-3502-3408）

（03-3502-8058）

（03-6744-2398）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**により**ブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援**します。
加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

＜事業目標＞

- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件〔令和12年度まで〕
- GI登録数を212産品に拡大〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組を支援**します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等**の開催を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

＜事業イメージ＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



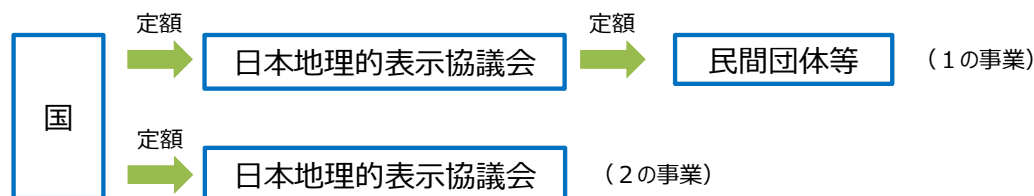
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



＜事業の流れ＞



インバウンドによる一人当たり食関連消費額（6.4万円／人〔令和5年〕→7.5万円／人〔令和12年まで〕）

-75-

「お問い合わせ先」 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度 7,389百万円）の内数

- <対策のポイント>
- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、**国内外へのプロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。
- <事業目標>
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）

○ 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限額は以下に示す）】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【上限500万円/年】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。【上限500万円（年基準額：250万円）】

ウ 人材活用事業【研修生タイプ上限250万円/年、専門家タイプ上限650万円/年】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、都道府県による**広域連携の促進**、ニーズ調査等を支援します。【事業期間：1年、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊等における小規模な改修**を支援します。【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

<地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合の加算措置>

①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>

国

定額

定額

定額

1/2

1/2

地域協議会等

都道府県

民間企業等

中核法人等

都道府県

(1 ①の事業)

(1 ①の事業)

(1 ②の事業)

(2 の事業)

(2 の事業)

地域協議会等

中核法人等

(1 ①の事業)

(2 の事業)

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

飲食業

宿泊業

小売業

金融業

中核法人

旅行業

交通業

農林水産業

地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発

宿泊施設予約システムの構築

専門家の派遣・指導

遊休資産を活用した施設の整備

避難所等としての活用

-76-

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

海業振興支援事業

令和8年度予算概算要求額 800百万円（前年度 275百万円）

<対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化します。

<事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施します。

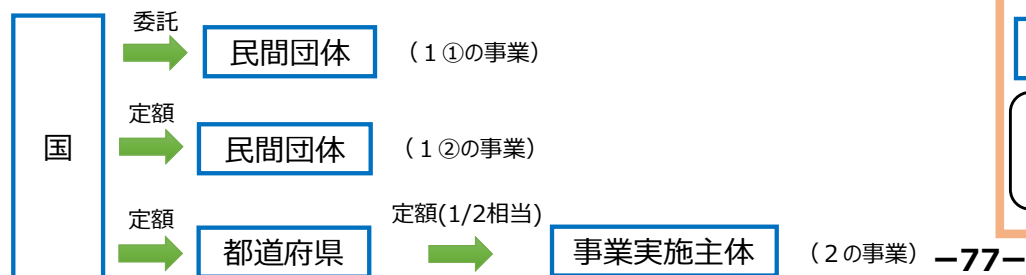
② 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

2. 海業取組促進事業

地域において漁業者等が海業への一步を踏みだし、実施計画策定を目指すため、漁業共同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援します。

<事業の流れ>



海業振興支援事業

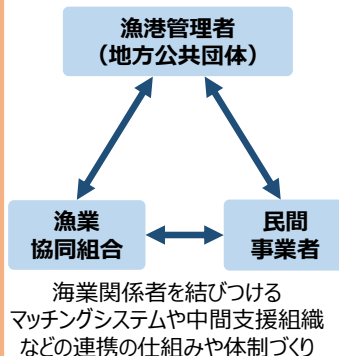
海業の全国展開の加速化に向けて

活用推進計画・実施計画策定を推進するため

モデル形成により横展開を図り、活用推進計画策定を推進するため

各浜における実施計画策定を推進するため

1① 海業推進調査事業



1② 海業立ち上げ支援事業

水産物の消費増進に向けた取組の実証（漁業体験）



釣った魚を自分たちで調理（魚食教育）

2 海業取組促進事業

漁業者・専門家等による調査、計画検討



水産物の消費増進に向けた朝市での実証

各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

※漁港施設等活用事業とは、令和6年4月施行「漁港及び漁場の整備等に関する法律」により創設された、漁港施設等を活用し海業に取り組みやすくするための事業。
※活用推進計画とは、漁港管理者が作成する漁港活用のマスタープラン。
※実施計画とは、漁協や民間事業者等が作成する創意工夫を活かした事業計画。

【お問い合わせ先】水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）

<対策のポイント>

海外展開に関する**アドバイザーの新設等**により、検討の初期段階から既存事業の更なる拡大まで、**事業者毎に異なる事業ステージやニーズ**に応じた知見・ノウハウを蓄積しつつ、**ワンストップ・伴走型支援**で課題解決をサポートする等の事業を実施します。

<政策目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

ターゲットとする 海外市場	①検討の初期段階 （情報収集等）	②事業の立上げ （現地パートナーの確保等）	③事業の拡大 （資金確保、ビジネス環境改善等）
PF設置国・地域 （米国、香港、SG、タイ等）	・海外展開戦略も含む海外進出にあたっての業規制・ルール、業界慣習の調査、優良事例等についてカントリーレポート（製造、外食等の業種別）に追加 ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業 431百万円（前年度 214百万円） ・PF（輸出支援プラットフォーム）ごとの現地系事業者の組織化（ネットワーク化）、協議会（勉強会）の開催 ・海外展開（業規制・商慣行、フードテック等）に関するPFアドバイザーを新設 ・海外現地の投資誘致に係る公的機関と、海外進出を志す企業のマッチングを支援		
PF設置国・地域以外の国・地域（インド、インドネシア、サウジアラビア等） ※既存のPFの活用も検討	食産業の戦略的海外展開支援事業 145百万円（前年度 130百万円） ・海外展開（業規制・商慣行等）に関するアドバイザーを新規設置 ・新市場国へのビジネスミッションの派遣（食品製造・外食） ・ターゲット国を設定し、国ごとに海外展開戦略を作成 ・業種別（製造、FCも含む外食等）海外展開ガイドラインの作成		
共 通	食品関連事業の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業 30百万円（前年度 10百万円） 食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業が行う投資可能性調査に係る経費を支援。その際、重点国や食品製造、外食等の輸出促進への寄与度が特に高い案件を重点的に支援。 新市場開拓推進事業 158百万円（前年度 - ） ジェトロ・JFOODOによる現地店舗と国内産地とのマッチング支援などを通じた、海外進出した外食等による日本産食材の安定調達支援 ブランド・GI推進事業 163百万円の内数（前年度 - ） 海外展開先での権利保護に向けた商標登録や、ライセンス契約締結等を支援し、海外から稼ぐ取組を拡大		

【再掲】ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立強化事業

令和8年度予算概算要求額 431百万円（前年度 214百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、**輸出支援プラットフォームを運営**し、未開拓の現地商流へのアプローチ、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた伴走支援等に加え、**食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制の強化**等、現地発の各般の取組を通じて国内の**輸出事業者等を支援**します。

<事業目標>

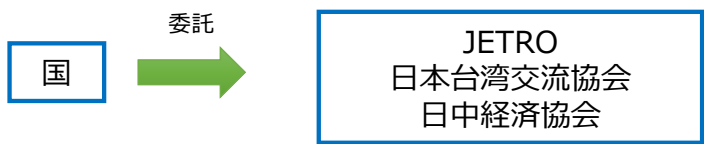
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

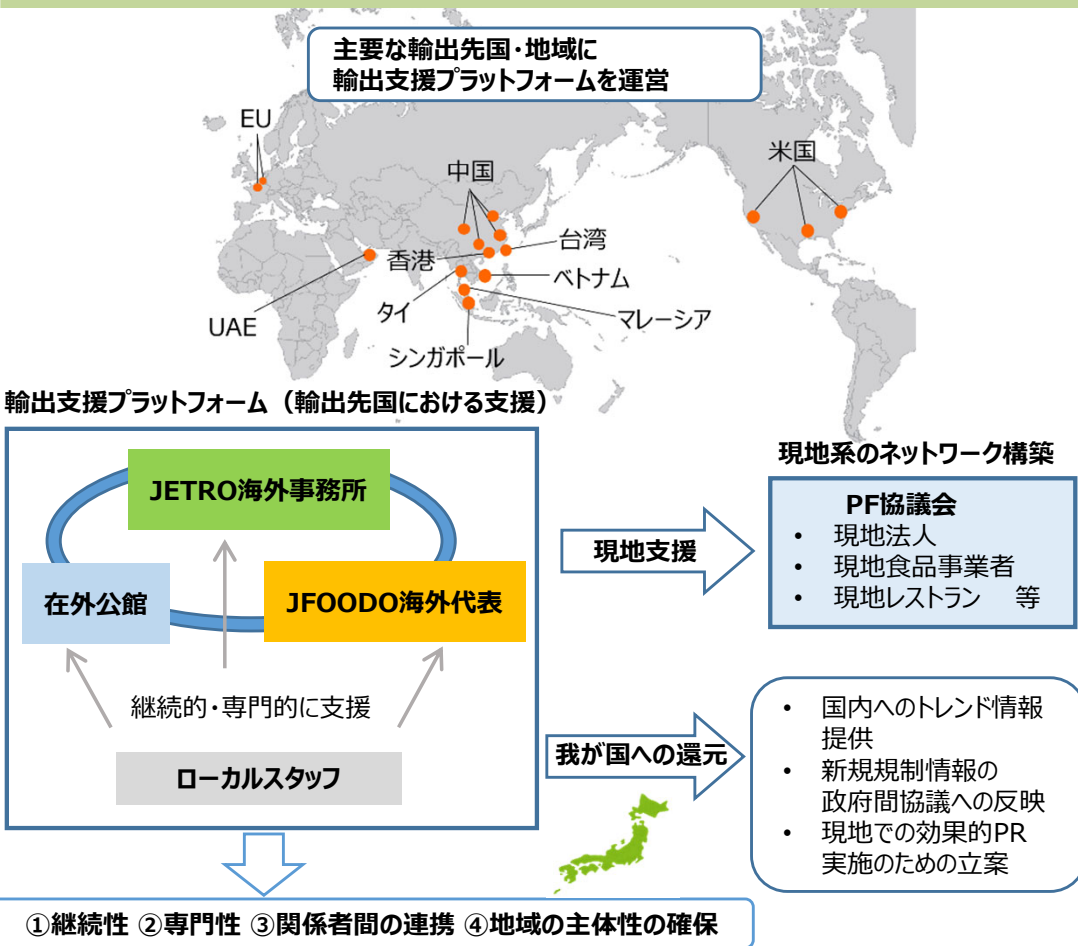
海外現地において農林水産物・食品の輸出促進と併せて、食品企業の海外ビジネス展開に向けたサポート体制を強化するため、輸出支援プラットフォームを運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者等を包括的に支援します。

- ① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化
- ② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施
- ③ 現地系ネットワークの構築等を通じて、現地事業者との連携を強化し、販路開拓につながる取組等を推進
- ④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、事業者への情報提供を実施
- ⑤ 現地での営業・投資に係る規制についての情報提供や相談受付、現地に進出している日系企業のネットワーク化によるロビイング体制の構築を行うとともに、**現地の業規制・商習慣に通じたアドバイザー配置等により食品企業の海外ビジネス展開に係るサポート体制を強化**

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【再掲】食産業の戦略的海外展開支援事業

令和8年度予算概算要求額 145百万円（前年度 130百万円）

＜対策のポイント＞

食品関連事業者の**海外展開を推進**するため、主要な輸出先国や新市場国などの重点国への海外展開や、輸出拡大への寄与度の高い食品製造業や外食業に重点化した海外展開の指針を作成した上で、企業の規模や業種、海外進出ステージに応じて、**地域や業種ごとの多様なニーズの把握、優良事例等に係る官民間及び企業間の情報交換・交流**を図ります。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 輸出に寄与する重点国等向けの海外展開に向けた指針の作成

- ① **現地規制、商慣習等に精通したアドバイザーを配置**し企業の海外展開を**伴走支援**するとともに、主要な輸出先国や新市場などの重点国の**海外展開戦略**を作成します。
- ② **食品製造業や外食産業**の事業者が海外展開の各段階で求められる**手続きや留意点等を業種ごとにまとめたガイドラインを策定・周知**します。

2. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

我が国食産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、**グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会**の枠組みの下で、以下の取組を効果的・包括的に実施します。

- ① 海外ビジネス展開を図るための**地域・業種ごとの多様なニーズの把握・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換・交流の推進**
- ② 新市場国への海外ビジネスミッションを通じた現地政府機関・企業との関係構築

＜事業の流れ＞



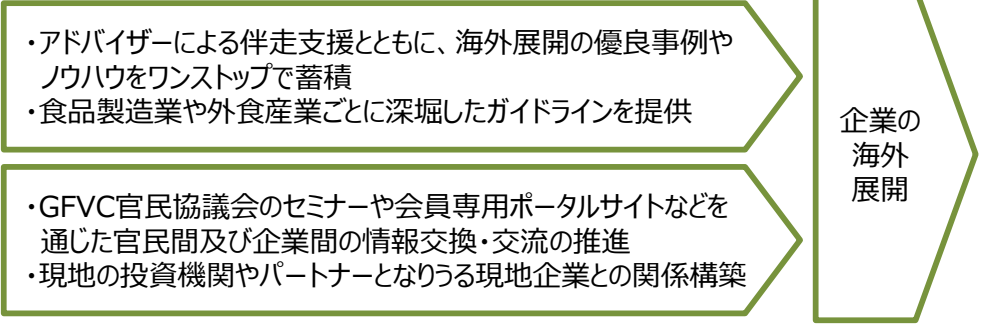
＜事業イメージ＞

課題

農林水産物・食品の輸出をはじめとした海外需要の獲得に向けて、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

事業内容

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ



成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大
- 食品産業の海外展開による収益の増大

【再掲】食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

令和8年度予算概算要求額 30百万円（前年度 10百万円）

＜対策のポイント＞

海外現地での物流・商流等の拠点づくりをはじめ、日本食材・食文化の活用・普及に寄与する食品関連事業者の海外でのビジネス展開を推進するため、民間企業による投資案件形成を支援します。なお、特に輸出拡大との相乗効果を発揮させる観点から、特に食品製造や外食産業の海外展開による投資案件形成の重点化（優先化）を行います。

＜事業目標＞

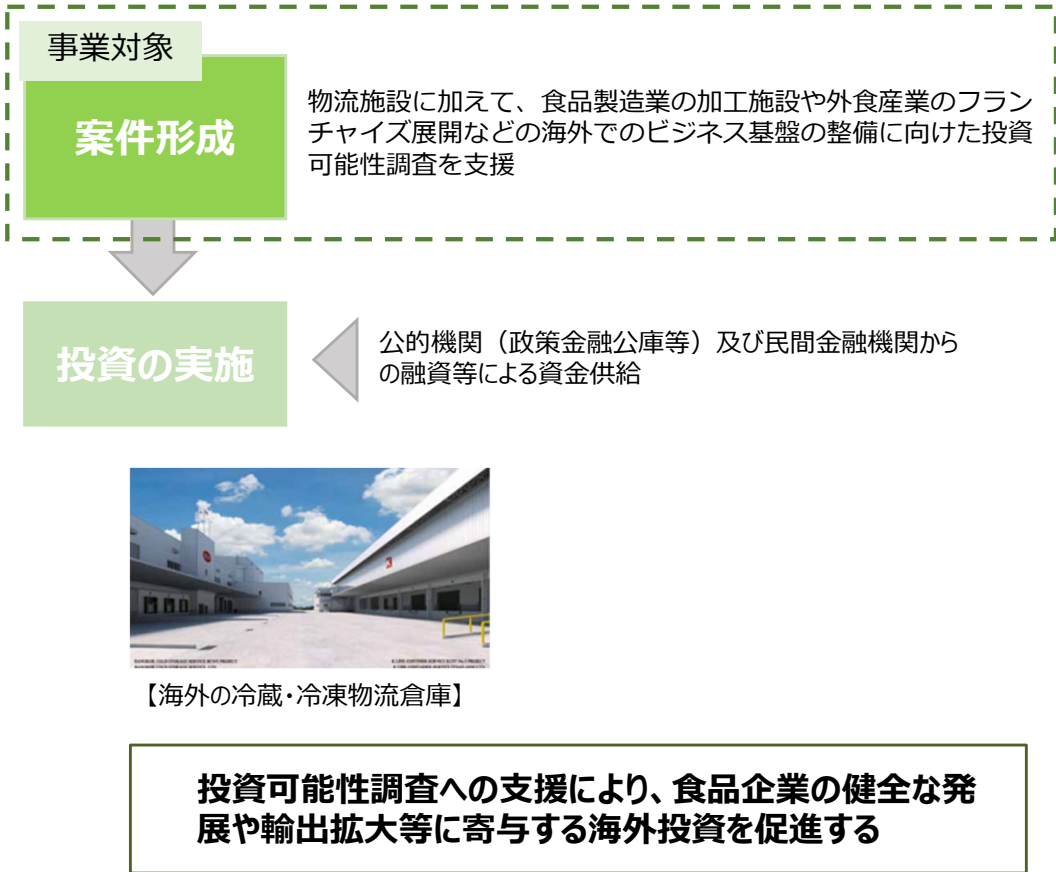
農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）、食品産業の海外展開による収益の増加（3兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

食品関連事業者の海外展開に向けた投資可能性調査支援事業

農林水産物・食品の輸出にも資する海外現地での物流・商流等の拠点づくり等の食品関連事業者の海外でのビジネス基盤の整備に向けて、民間事業者が行う投資案件形成のための投資可能性調査に必要な経費を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【再掲】新市場開拓推進事業

令和8年度予算概算要求額 2,462百万円（前年度 2,243百万円）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出を促進するため、認定品目団体等によるオールジャパンでの輸出力強化、JETRO・JFOODOによる新市場の開拓等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）
- 食品産業の海外展開による収益額（3兆円〔2030年まで〕）
- インバウンドによる食関連消費額の拡大（4.5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化



輸出物流の効率化に資する
包材の統一



構造材輸出開始に向けた
スギ・ヒノキ製材の性能検証



錦鯉の品質や価値を示す
生産証明書発行システムの開発

戦略的輸出拡大サポート （JETRO・JFOODO）



海外見本市に設置する
ジャパンパビリオン



現地小売店での日本産品の
店頭プロモーション



外国人料理人への日本料理
研修

日本食・食文化の普及

1. 品目団体輸出力強化支援事業

862百万円（前年度 756百万円）

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援します。

2. 戦略的輸出拡大サポート事業

1,417百万円（前年度 1,297百万円）

- 新市場の開拓に向けた取組を促進するため、
- ① JETROによる非日系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。また、海外において日本産食材を積極的に使用する「日本産食材サポーター店」拡大等の取組を支援します。海外展開を目指す食品企業とその原材料調達元になり得る農林水産漁業者との商談組成を支援します。
 - ② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するための情報の集約と一元的な発信を担うポータルサイトの充実を図ります。

3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

8百万円（前年度 8百万円）

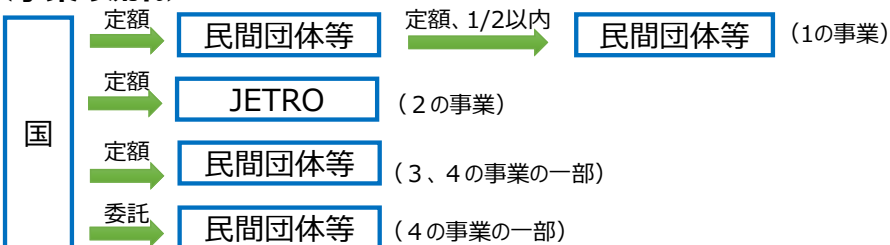
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。

4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

175百万円（前年度 181百万円）

海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成並びに日本食・食文化及び日本産食材の魅力発信等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1の事業）

（2、4の事業）

（3の事業）

輸出・国際局輸出企画課

海外需要開拓G

輸出支援課

（03-3502-3408）

（03-3502-8058）

（03-6744-2398）

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**により**ブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援**します。
加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大を推進**します。

＜事業目標＞

- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件〔令和12年度まで〕
- GI登録数を212産品に拡大〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組を支援**します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等**の開催を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

＜事業イメージ＞

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



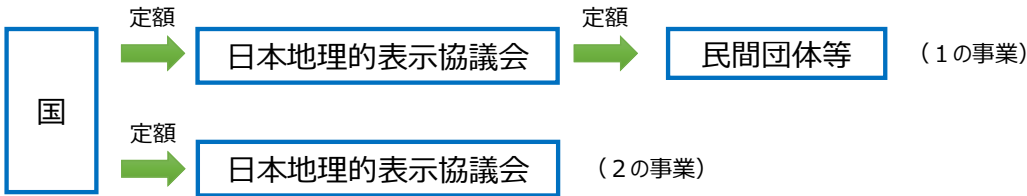
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



＜事業の流れ＞



農林水産物・食品輸出本部関係省庁による農林水産物・食品の輸出関連予算（令和8年度概算要求）

＜農林水産物・食品輸出本部 本部＞
農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣

ローカル10,000プロジェクト（総務省）	84
官民連携推進事業（外務省）	85
在外公館用の日本産酒類関連経費（外務省）	86
地域の魅力海外発信支援事業（外務省）	87
地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業（外務省）	88
外国報道関係者招へい（外務省）	89
日本特集番組制作支援事業（外務省）	90
「日本の魅力」発信事業（外務省）	91
在外公館文化事業（外務省）	92
独立行政法人国際交流基金運営費交付金（外務省）	93
日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業（国税庁）	94
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金（国税庁）	95
農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応（輸出食肉・水産食品安全対策費）（厚労省）	96
農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応（輸出食品の規制対策等のための研究）（厚労省）	96
中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業（経済産業省）	97
中堅・中小企業海外展開支援事業（経済産業省）	98
越境EC等利活用促進事業（経済産業省）	98
物流サービスの国際標準化等の推進（国土交通省）	99
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業（復興庁）	99
各事業お問い合わせ先一覧	100～101

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

R8概算要求額 1,515百万円

R7当初予算額 615百万円

R6補正予算額 2,055百万円

○ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域密着型（地域資源の活用）
- ・地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・地域金融機関等による融資等
- ・新規性（新規事業）
- ・モデル性

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援 3/4

- ・デジタル技術活用
- ・脱炭素
- ・若者・女性活躍

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
（原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己
資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
菌床しいたけ栽培による地域
経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用
プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設
とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家
等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業



官民連携推進事業経費（外務省経済局総務課）裁量的経費

事業概要・目的

- 諸外国の成長を日本の成長に取り込んでいくため、今年6月に閣議決定された骨太の方針で示されている「在外公館を活用した官民連携」を強化し、日本企業の海外展開を支援する。また、同じく閣議決定された新しい資本主義実行計画に記載されているとおり、「在外公館も活用」する形での日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組を推進する。
- 新しい資本主義実行計画でも示された経済広域担当官や外部アドバイザー（日本人弁護士）等の活用を通じ、グローバルに事業展開する日本企業の海外展開支援を行うとともに、日本企業のトラブル解決・未然防止のため、本省および在外公館におけるリーガルサポートの体制を強化する。
- 2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円という政府目標の達成及びその後の更なる輸出拡大に向け、在外公館に専属のアドバイザーを設置する等して、輸出先国・地域の情報収集・プロモーション等輸出拡大に向けた取組を集中的に行う。また、在外公館が属する都市において、日本産食品の安全性及び魅力を広くPRし、現地で需要を喚起するためのレセプションを開催する。
- 泡盛の認知度向上及び輸出促進に集中的に取り組み、沖縄振興にも貢献する。

事業イメージ・具体例

○経済広域担当官の機能強化

【アドバイザー起用】

第三国の市場動向等に精通したビジネス経験豊富な民間アドバイザーに対し、市場調査・課題の洗い出しを始めとする情報収集等を委託する。

【ネットワーキング会合】

日本企業と政府関係機関や現地企業等とのマッチングイベントや第三国事情等に関するセミナー等を開催する。

【経済広域担当官等の会議出席旅費】

第三国進出を検討する日本企業を対象にした官民合同ミッションの派遣等に参加し、効果的な情報収集・ネットワーキング支援を進めるための旅費を確保する。

○日本企業のトラブル解決・未然防止のための取組

【現地民間企業との意見交換等のための出張旅費】

日本企業支援ガイドラインの改訂や日本企業支援拡充に向けた今後の方策検討のため、実態調査や現地民間企業関係者との意見交換を行う。

【日本企業支援専門員委嘱】

本省において在外公館から持ち込まれる企業支援案件への対応や適切な支援体制を構築するために日本企業支援専門員（法曹有資格者を想定）を雇用する。

【専門アドバイザー委嘱】

在外公館において法的側面から日本企業を支援するための業務（日本企業からの個別の法律相談、現地法令に関するセミナーや日本企業向けの現地法令レポートの作成、現地政府への申入れに向けた現地法令の分析等）を日本人弁護士等へ委嘱する。

○日本産品の輸出促進のための取組

【日本産食品の安全性・魅力発信のレセプション】

先方政府関係者、一般市民等を対象とした日本産食品の安全性及び魅力をPRするためのレセプションを開催し、日本産食品の安全性等につき直接理解を促す。

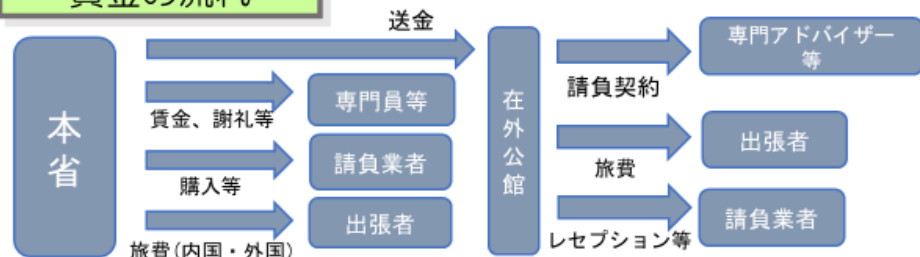
【農林水産物・食品輸出促進アドバイザー委嘱】

食品輸出に係る相手国・地域の規制等に関する情報収集、人脈形成等を支援する専門のアドバイザー業務を現地のコンサル等へ委嘱する。

【泡盛プロモーション事業】

在外公館等において、現地のパイヤー及び報道関係者等を対象として、泡盛の広報を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 経済広域担当官による第三国市場連携等の日本企業支援活動の強化や、日本企業のトラブル解決・未然の防止に向けた法的支援の体制づくりによって、日本企業が円滑にかつ安心して海外での活動を行うことができるようになるとともに、日本企業の海外展開がさらに促進される。
- 地方企業を含む民間企業や経済団体との連携の下、外交施設・ネットワークを最大限に活用、日本産食品の安全性及び魅力を発信することで輸出が拡大する。

在外公館用の日本産酒類推進関連経費 (在外公館でのレセプション等における日本産酒類活用)

- 在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、**日本産酒類を積極的にPR**しており、行事参加者から高い評価を得ている。
- 外務省では、在外公館からの調達希望を受けて、**コンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付**。平成20年からこれまで約**203,600**本の日本酒及び約**86,900**本の日本ワインを送付（令和6年度末時点）。
- 平成29年度から**焼酎・泡盛**の調達・送付を開始。これまで**4,410**本を在外公館に送付（令和6年度末時点）。



天皇即位祝賀カクテル・レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在パプアニューギニア大使館)



自衛隊記念日レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在インドネシア大使館)



天皇誕生日祝賀レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在ブラジル大使館)

東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を実施。

令和6年度「地域の魅力海外発信支援事業」として、中国及び香港において、日本の地域の魅力を発信。
【中国】

- 秋の交流会や天皇誕生日レセプションにあわせ、自治体がブースを出展し、日本の地域の魅力をPR。
- 在中国日本国大使館の公式SNSアカウントにて、41自治体参加のもと、日本各地の観光・文化・食などの魅力についての動画を配信。
- 上記レセプションの告知・配信や自治体動画配信では、中国国内で影響力のあるインフルエンサーを活用し、情報発信力を強化。

【香港】

- 令和6年7月に実施された香港ブックフェアにおいて、各地域の魅力をPR。

【実績】

実施年度	実施場所
平成29年度	ロシア(モスクワ)
平成29年度	中国(北京・上海)
平成30年度	ロシア(モスクワ)
平成30年度	中国(北京・上海)
令和元年度	中国(北京ほか各地)
令和2年度	中国(北京ほか各地)
令和3年度	中国
令和4年度	中国・香港
令和5年度	中国・香港
令和6年度	中国・香港



天皇誕生日レセプションにあわせPR
をする宮城県のブース



香港ブックフェアで北陸3県をPRしている様子

外務大臣と地方自治体知事の共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

＜具体的成果例＞

- 実施後に駐日大使が県を訪問し、自治体首長等との意見交換を実施。
- 本件事業に参加した駐日大使が事後に県知事を表敬訪問し、県所在企業の出身国への誘致や同国の理解を深めるためのビジネスセミナー開催を提案した。
- レセプションで展示した伝統工芸品の購入や食の販路拡大に関する相談が行われた。

平成26年度以来、計27回実施。

平成27年 2月 3日 京都市
平成27年 3月12日 福島県
平成27年 7月23日 広島県・広島市
平成27年10月27日 三重県
平成27年11月12日 青森県
平成28年 2月 9日 香川県
平成28年 6月 1日 茨城県
平成28年11月10日 和歌山県
平成29年 2月 1日 佐賀県
平成29年 3月23日 山口県
平成29年 7月 3日 福岡県
平成29年 8月 2日 岡山県
平成30年 2月19日 高知県
平成30年 3月23日 北海道

平成30年12月 7日 福島県
平成31年 1月30日 鹿児島県
平成31年 2月19日 愛媛県
平成31年 3月25日 長崎県
令和元年11月 8日 宮崎県
令和元年12月11日 奈良県
令和 2年 2月 7日 岩手県
令和 4年 7月25日 福島県
令和 5年 3月24日 栃木県
令和 6年 1月23日 新潟県
令和 6年 3月13日 徳島県
令和 7年 2月19日 群馬県
令和 7年 3月18日 長野県

* 令和2・3年度は新型コロナの影響で実績なし。

外務大臣及び群馬県知事共催レセプション（令和7年2月）

令和7年2月に開催した「グローバルな展開を目指す群馬県の魅力（食、自然、文化、産業等）を発信するレセプション」には約190名が参加。岩屋大臣の代理として出席した藤井副大臣からは、群馬県の温泉や食、伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力・支援を呼びかけた。県産食品、地酒、温泉をはじめとする観光地を紹介するブースの他、地元の高校生ダンス部がダンスパフォーマンスを披露し、勢いのある群馬県の魅力を発信。なお、レセプションに先立ち実施された群馬県知事主催セミナーでは、知事によるプレゼン及びギターパフォーマンスが行われた。



外務大臣及び長野県知事共催レセプション（令和7年3月）

令和7年3月に開催したレセプション「山岳高原リゾートNAGANO ～美しい山岳と清らかな水～」には約210名が参加。岩屋大臣からは、長野県が誇る食や伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力・支援を呼びかけた。県の観光、蕎麦や和牛、発酵食品、日本酒・ワイン、伝統工芸品、健康長寿、SDGs等に関する取組を紹介するブースの他、蕎麦打ちの実演及び戸隠流忍者のパフォーマンスを披露し、長野県の魅力を発信。



外国報道関係者招へい費

(外務省 外務報道官・広報文化組織 広報文化外交戦略課) 裁量

事業概要・目的

- 各国（特に「グローバル・サウス」）で発信力を有するメディア関係者を招へいし、日本政府が重視する政策を中心に取材機会を提供し、一次情報に基づく正確かつ具体的な日本政府の立場・政策や、日本の実情を伝える記事の執筆・掲載を促す。中国など我が国と価値観を共有していない主体からの挑戦に対し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序や平和を守るという我が国のコミットメントを、また偽情報の拡散を含む外国による情報操作を打ち消す正確な情報を、招へい記者の報道を通じて国際世論に訴える。
- 中長期的には、日本政府と外国メディアとの関係を強化するとともに、親日的な外国メディア関係者を育成する。

(参考)
【経済財政運営と改革の基本方針2024】(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)
 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
 7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応 (1) 外交・安全保障
 「2025年に戦後80年を迎える中、平和国家としてのこれまでの歩みも踏まえ、自由、民主主義、人権、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持や領土・主権等に係る内外発信に取り組む。」

【第217回国会における岩屋外務大臣の外交演説】(令和7年1月24日)(抜粋)
 「偽情報の拡散といった国際的な情報戦に対しては、情報の収集・分析能力の向上、適時適切な発信とともに、情報セキュリティ基盤の強化にも取り組んでまいります。」

事業イメージ・具体例

- 令和6年度は、10件21名の招へいを実施し、109本の記事が掲載された。



【フィジー記者】
「PALM10における優先事項」



【カメルーン記者】
「世界平和の呼びかけは続く」



【ヨルダン記者】
「文化の誇りを体現し、現代に挑む日本の遺産」



【ブルガリア記者】
「中国は真の同盟国を持たない孤独な大国である」

資金の流れ



期待される効果

- 日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝える報道を促すことで、国際社会における対日理解を促進し、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。
- 外国メディアとの関係を強化し、親日派の関係者を育成する。

日本特集番組制作支援事業

(外務省 外務報道官・広報文化組織 広報文化外交戦略課) 裁量

事業概要・目的

○対日理解促進には、外国テレビ局を通じた映像による発信が効果的であるが、日本に支局を置く外国テレビ局はわずかであるところ、外国のテレビチームを招へいし、日本の外交政策、政治、経済、社会、文化などをテーマとした特集番組の制作を支援し、戦略的な政策発信を実施する。

(参考)

【経済財政運営と改革の基本方針2024】(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応 (1) 外交・安全保障

「2025年に戦後80年を迎える中、平和国家としてのこれまでの歩みも踏まえ、自由、民主主義、人権、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持や領土・主権等に係る内外発信に取り組む。」

【第217回国会における岩屋外務大臣の外交演説】(令和7年1月24日)(抜粋)

「偽情報の拡散といった国際的な情報戦に対しては、情報の収集・分析能力の向上、適時適切な発信とともに、情報セキュリティ基盤の強化にも取り組んでまいります。」

資金の流れ



事業イメージ・具体例

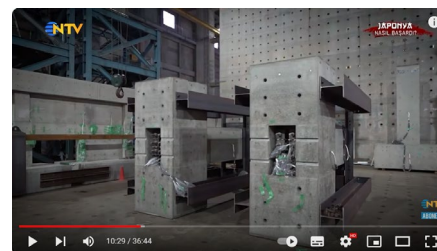
○令和5年度は、トルコNTVのテレビチームを招へいし、日本の防災対策に関する取材を行った結果、全4回、計124分間の日本特集番組が制作・放映され、延べ約470万人が視聴した。



【災害教育】千駄谷小学校の避難訓練



【防災文化】神戸市長田消防団



【災害に強い建物】国土技術政策総合研究所



【トルコとの連帯】国際緊急援助隊

期待される効果

○テーマと狙いを定めて訪日取材を調整し、日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝えるテレビ番組を制作・放映させることで、特に途上国で影響力の大きいテレビの訴求力を利用して、当該国を始め国際社会における対日理解・対日感情を一層向上させ、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。

「日本の魅力」発信事業

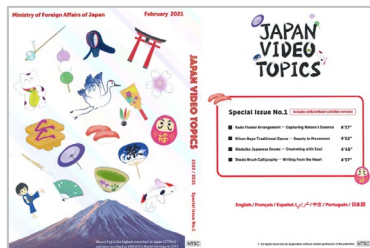
(外務省 外務報道官・広報文化組織 広報文化外交戦略課)

事業概要・目的

○諸外国の一般国民を対象に、日本の魅力を含む日本事情等についての対外発信を行うことにより、正しい対日理解の促進、知日派の育成等を図る。

具体的には、以下の広報コンテンツの制作等を通じ、諸外国に向けた発信等を行う。

1. 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」
2. 日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」
3. 海外広報用画像素材提供業務
4. 海外向け「生け花カレンダー」



事業イメージ・具体例

○海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号（8言語）制作し、日本の社会・文化・流行等を海外に紹介。在外公館において、定期配布の他、広報文化事業や学校訪問の際にも活用。

○日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」(JVT)

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面をわかりやすく紹介するビデオクリップ。1号4トピックで年3号制作（7言語、字幕（英・中））。在外公館を通じて海外テレビ局に無償提供し、例年100局を超える海外テレビ局で放映。在外公館による上映、貸出し等にも活用。

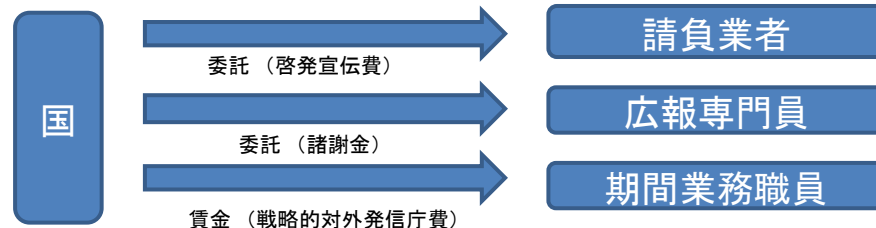
○海外広報用画像素材提供業務

在外公館が作成する各種資料に画像素材を使用するための経費。これにより効果的な発信資料の作成が可能。

○海外向け「生け花カレンダー」

日本の伝統文化である「生け花」を題材とする海外向けカレンダー。表紙及び各月の生け花の写真は、5流派（草月、池坊、小原、古流、一葉式いけ花）の家元が無償で提供。

資金の流れ



期待される効果

- 日本の多様な魅力を海外の一般の人々に伝えることにより、日本に対する関心を惹起し、対日理解を促進し、親日感情を醸成する。中長期的な対日関係有識者の育成に寄与する。
- 生け花カレンダーにおいては、時候の挨拶その他効果的な機会に配布することにより、在外公館の円滑な業務の遂行に不可欠な人脈の開拓や維持・強化、外交基盤の拡大・強化に資することが期待される。

在外公館文化事業＜和食＞

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



日本祭りにおける和菓子レクチャー デモンストレーション ボリビア（サンタクルス市） （令和5年10月）

●和菓子専門の講師を招き、ユネスコ無形文化遺産に申請された和菓子を紹介・展示。対面式で和菓子作成を実施披露。和菓子を通じて「和」の美しさ等をレクチャーした。

●100人の参加者枠が予想を上回り150人の参加となり、全員が見学できるようリアルタイムでバックスクリーンでも流した。体験型を取り組んだことにより多くの参加者に楽しんでもらえ、日本や日本文化に関心が高まった。



魅力溢れる愛媛： 日中文化交流－愛媛カルチャーフェア 中国（北京市） （令和6年1月）

●愛媛の観光、文化の魅力を発信するイベントにおいて、利き酒師の資格も有する講師による日本の酒類や調味料に関するレクチャーや愛媛県の商品を含めた日本の酒類等の試飲や試食を行った。

●約130人が来場。中国人講師による中国語での説明により、日本酒をはじめとする日本の酒類等について、その魅力を十分に紹介することができた。参加者の反応も良く、「日本の文化に対する理解が深まった」等のコメントが寄せられた。



さくらんぼ祭りにおける 餅つきパフォーマンス キプロス（カンボス村） （令和6年6月）

●カンボス村で毎年実施される「さくらんぼ祭り」にて日本の伝統文化である餅つきのレクチャー及びパフォーマンスを実施。実際に参加者に餅つきを体験してもらい、試食も行うことで、具体的で記憶に残る日本文化体験を行った。

●120人の参加者を予定していたところ、2倍の240人の参加者となり、現地メディア5件で本事業についての報道がなされた。また、農業・環境大臣の参加を得られることができ、現地での和食への理解・関心が高まった。

国際交流基金（事業内容）

組織概要・目的

国際文化交流を担う専門機関として、外交政策を踏まえつつ、海外における文化芸術交流、日本語教育、日本研究・国際対話に資する事業を実施し、対日理解を促進しつつ、国際社会における我が国の地位を向上させることを目指す。



事業分野

□文化芸術交流

舞台公演・美術展・日本映画上映会等の実施又は支援、人物交流、情報発信等

豊かで多様な日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に向けて発信。文化芸術を通じて日本のこころを世界の人々に伝え、言葉を超えた共感の場を創り出し、また、共に創造する喜びを分かち合って、人と人との交流を深める。

□海外における日本語教育

日本語専門家の海外派遣、日本語教育機関等への助成、海外の日本語教師育成、日本語能力試験の実施、日本語教材の開発・制作等
より多くの人々に日本語を学ぶ機会が与えられるように、そして、日本語学習を長く継続できるように、日本語を学びやすく、教えるやすいものとするため、日本語教育の基盤や環境の整備を行う。また、各国・地域の政府や自治体、教育機関等と連携して、それぞれの教育環境、教育政策、学習者の目的や関心に十分に対応した事業を実施する（アニメ・マンガや日本文化等を題材にしたeラーニングにも対応）。

□日本研究・国際対話

海外日本研究者および日本研究機関の支援、共通課題の解決や幅広い層の相互理解に向けた対話・協働の促進

海外での日本研究を支援し、その振興を図ることで、世界の各国で人々により日本が深く理解されることを目指す。また、国を超えた共通課題についての共同作業から市民・青少年による相互理解まで、さまざまなレベルでの対話の促進と人材育成に資する交流事業を展開する。

令和8年度概算要求(酒類業振興関係)の概要【計36.9億円】

1. 酒類事業者向け補助金 13.0億円(6.0億円)

※括弧内は令和7年度当初予算(計21.5億円)

(1) 海外展開支援

ブランディングやインバウンドによる海外需要の開拓等、日本産酒類の海外展開に向けた取組を支援



チーズと日本酒のペアリング提案セミナーを開催

(2) 新市場開拓支援

商品の差別化や販売手法の多様化による国内外の新市場開拓等の取組を支援



消費者のニーズを踏まえ開発した試作品

2. 輸出促進等による酒類業振興 23.9億円(15.5億円)

※日本酒造組合中央会に対する補助金【9.9億円】(6.2億円)含む。

(1) 日本産酒類の魅力発信等

- ①インバウンドに対する日本産酒類の魅力発信
- ②海外バイヤーの国内招聘
- ③國酒の文化的な価値や魅力の発信につながる、国際空港國酒キャンペーン等の実施
- ④日本酒フェアの開催
- ⑤「伝統的酒造り」を次世代に承継していくための事業承継支援事業



大規模展示会への出展支援(令和7年5月、ロンドン)

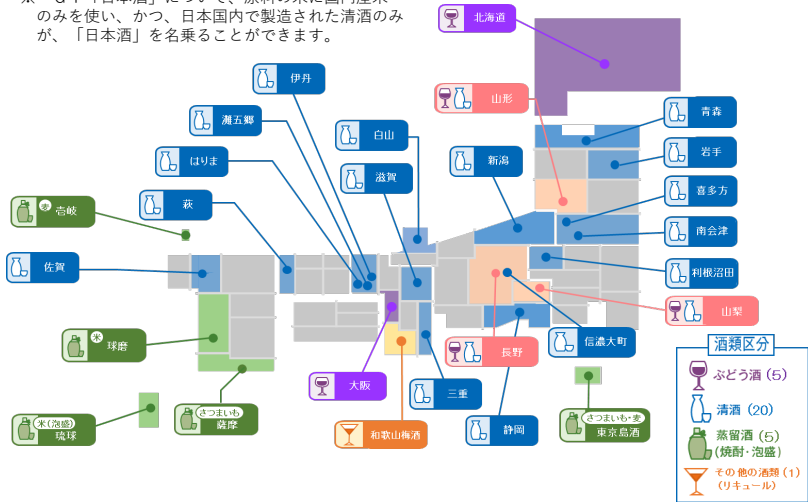
(2) 輸出拡大に向けたマッチング支援

- ①海外大規模展示会への出展支援や酒類輸出コーディネーター等による商談会の開催等
- ②酒類製造者と輸出卸・商社とのマッチングや海外販路開拓を支援する日本産酒類輸出促進コンソーシアムの運用
- ③輸出先国の消費者の嗜好や各種規制、販路開拓手法等に係る海外市場調査・情報収集

(3) ブランド価値向上支援

- ①地理的表示(GI)のPRや活用促進
- ②海外酒類専門家の国内招聘
- ③商品の差別化・高付加価値化等のための技術支援

※GI「日本酒」について、原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を名乗ることができます。



酒類の地理的表示マップ(令和7年6月現在、31GI)

(注) この他に令和8年度概算要求において、(独)酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.4億円】(9.6億円)(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)を計上しているほか、米関税措置への対応強化及び酒米の不足や価格高騰に対応した酒蔵支援強化に必要な経費については、事項要求としている。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応強化について（厚生労働省）

1 事業の目的

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標が掲げられ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、政府一体となって輸出拡大に向けた対応が行われているところである。
- 厚生労働省においては、輸出先国との食品衛生の要件や手続の協議に対応するほか、食肉や輸出先国から我が国の食品衛生当局の対応が求められている水産食品の加工施設等の認定、衛生証明書の発行、認定施設に対する指導・監督等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

厚生労働省

○輸出食肉・水産食品安全対策費

- ・食肉・水産食品の輸出に係る食品衛生に関する輸出先国との協議
- ・輸出施設の認定基準等の策定、現地確認、施設認定
- ・中国をはじめとする輸出先国の規制変更への対応等

厚生労働科学研究

○輸出食品の規制対策等のための研究

- ・動物性食品輸出の規制対策のための研究 等

近年の輸出額等

令和6年の農林水産物・食品の輸出額は1兆5,071億円。
厚生労働省が事務を担当する主な食品の輸出額等は以下のとおり。

牛肉

- ・令和6年輸出額：648億円
（対令和元年増加額＋351億円、増加率＋118%）
- ・認定施設数：米国向け：11 → 17
（令和元年5月 → 令和7年8月） EU向け：4 → 14
シンガポール向け：13 → 21

水産食品

- ・令和6年輸出額：米国向け741億円、EU向け102億円
（対令和元年増加額＋437億円、増加率＋108%）
- ・認定施設数：米国向け：418 → 616
（令和元年5月 → 令和7年8月） EU向け：63 → 136

海外ビジネス・輸出促進事業

令和8年度概算要求額 45億円（32億円）

- (1) 通商政策局総務課、経済連携課、貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
- (2)・(3) 通商政策局貿易振興課

事業目的・概要

事業目的

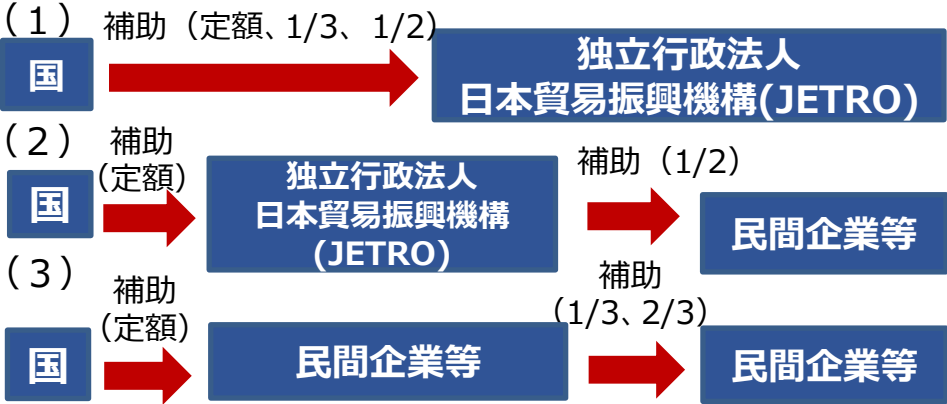
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ工程表（令和4年6月7日閣議決定）」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、日本の貿易プラットフォーム(PF)の利活用を促進し、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じて、高効率で強靱なサプライチェーンの構築につなげ、日本の輸出力の強化・産業競争力の強化を図る。

事業概要

- 我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。
- (1) 海外ビジネス強化促進事業
- 情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。
- (2) 中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業
- 中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者（地域商社等）同士の連携強化を支援する。
- (3) 貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業
- 貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携・実証、貿易その他のPF間連携を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

事業期間	短期目標	長期目標
(1) 令和7～11年度	商談件数の増加 29,464件	中堅・中小企業の海外展開成功件数9,111件
(2) 令和7～11年度	事業終了後、育成した輸出支援エコシステムが継続して活動している件数比率 90%以上	事業終了から5年後、育成した輸出支援エコシステムが、支援する企業数を増加させた上で継続して活動している件数比率 50%以上
(3) 令和6～10年度	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 1%	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 10%

独立行政法人日本貿易振興機構事業

令和8年度概算要求額 302億円（263億円）

事業目的・概要

事業目的

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するという目的の下、業務を実施するにあたって必要となる運営費並びに施設の整備に対して補助金を交付する。

事業概要

（１）独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金

JETROは、第六期中期目標（目標期間：令和5年度～令和8年度）に基づき、（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化（対日直接投資、国内外企業の協業連携等の促進、日本のスタートアップの海外展開支援、高度外国人材の活躍推進）、（２）農林水産物・食品の世界市場展開の促進、（３）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、（４）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の４つを柱として事業を実施する。

（２）独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費補助金

JETROアジア経済研究所の電気設備の老朽化により突然の機能停止あるいは火災等の設備事故が発生する可能性が生じており、研究所の安定的な業務運営への影響が懸念されるため、老朽化が深刻な電気設備の改修を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）



（２）



成果目標・事業期間

（１）第六期中期目標期間中（令和5年度～令和8年度）の合計で、以下の目標を達成する。

- ・ 対日直接誘致成功件数：378件以上
- ・ 国内外での協業・連携案件の成功件数：74件以上
- ・ スタートアップに対する海外展開成功件数：3775件以上
- ・ 農林水産物・食品の輸出の商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの：5,000件以上
- ・ 輸出・投資等の海外展開成功件数：58,687件以上

（２）JETROアジア経済研究所が行う、アジア地域等の経済及びこれに関する諸事情についての研究等の実施に必要な施設の整備を推進する。

コールドチェーン物流の海外展開支援

- 海外のコールドチェーン物流サービスの品質向上を目指すため、コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進及び官民ファンドを活用した我が国物流事業者の海外展開支援を実施。

コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進

我が国物流事業者には有利な市場環境を形成するため、令和6年12月に正式発行された日本式コールドチェーンに関する国際規格(ISO31512)の普及・取得促進のため、官民連携による働きかけを実施する。

<日本式コールドチェーン物流サービスの国際規格: ISO31512>

発行日	令和6年12月6日
対象	事業者間(BtoB)コールドチェーン物流サービス
内容	低温保管/輸送を行うに当たって考慮すべき要求事項等

令和8年度の取組

- 日本国内におけるISO31512周知のためオンラインによる説明会を開催。
- グローバルサウス諸国に対するコールドチェーン物流サービス規格の普及に向け、官民連携によるセミナー等を開催し、当該規格の意義や重要性等を周知。
- 国際標準化機構において、日本主導による物流に関する新たな規格提案を検討。
- 上記についての国内体制や対応方針、戦略等を検討するため、官民学連携による国際標準化に関する勉強会を実施。



官民ファンドによる海外展開支援

- 官民ファンド「(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)」により我が国物流事業者の海外展開を支援。
コールドチェーン物流サービスに関して、3件の投資実績(令和7年8月現在)を有する。
 - インドネシア 冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業(平成29年1月24日認可)
 - マレーシア コールドチェーン物流運営事業(平成31年3月26日認可)
 - ベトナム コールドチェーン支援事業(令和元年12月24日認可)
- 引き続き、JOINの活用により、資金の供給、専門家の派遣等による、コールドチェーン物流を担う我が国企業の海外市場への参入を促進する。

※なお、2023年度の多額の損失計上を踏まえ、今般、国土交通省に設置した有識者委員会において、JOINの役割、在り方、経営改善策等を検証・検討することとし、その結果が出るまでは、新規支援決定を見合わせることにしている。

JOIN活用によるメリット



1 海外プロジェクトの事業化を促進

- 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化。

2 日本方式の事業運営を支援

- 現地事業体への役員等の人材派遣を行うことで、商業リスクを軽減。

3 相手国への交渉力を強化

- 政府出資機関としてプロジェクトに参画することで、政治リスクを軽減。

復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）（復興庁風評リスクコミ・広報班）

令和8年度概算要求額 23億円（令和7年度当初予算額 20億円）

目的・事業概要

○目的

国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、ALPS処理水に対する理解醸成、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、**国内外に対して効果的な情報発信を強化**する。

また、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う**地域の魅力等の情報発信の取組を支援**することにより、福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、復興・再生を加速化させる。

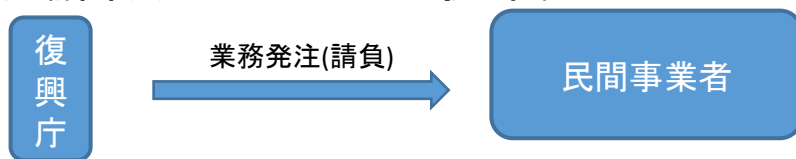
○事業概要

テレビ・ラジオ・インターネット・SNSなど**様々な媒体を活用し、福島の復興の現状をはじめ放射線及び除去土壌の復興再生利用に関する内容や、ALPS処理水の安全性、地域の魅力などを国内外に向けて情報発信**する。

また、地方公共団体が自らの創意工夫によって行う**復興・創生に向けた取組や食品の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組を支援**することにより、主に福島県外に対して、福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備を支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整える。

資金の流れ

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



(2) 地域情報発信交付金



事業イメージ・具体例

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農林水産物等の魅力を伝えるための様々なコンテンツを公開

Fukushima Updates

Q Do agriculture, forestry and fishery products in Japan undergo appropriate inspections?

A Inspections are appropriately implemented based on national guidelines. Inspections are also highly rated by international agencies.

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島に関する複数の疑問にFAQ方式で回答

(2) 地域情報発信交付金



地域の魅力を発信するイベントの開催



水産物等の安全性を発信する情報発信コンテンツ（動画等）の作成

期待される効果

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

国内外において、放射線に対する知識や福島の復興状況、ALPS処理水及び除去土壌の復興再生利用に関する理解が促進されることが期待される。

(2) 地域情報発信交付金

地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島県の復興・再生を加速することが期待される。

お問い合わせ先について

事業名	担当部署名	お問い合わせ先
ローカル10,000プロジェクト	総務省自治行政局地域政策課	03-5253-5523
官民連携推進事業	外務省経済局官民連携推進室	03-5501-8326
在外公館用の日本産酒類関連経費	外務省大臣官房在外公館課	03-3580-3311
地域の魅力海外発信支援事業	外務省大臣官房地方連携推進室	03-5501-8491
地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業		
外国報道関係者招へい		
日本特集番組制作支援事業	外務省大臣官房広報文化外交戦略課	03-5501-8127
「日本の魅力」発信事業		
在外公館文化事業	外務省大臣官房文化交流・海外広報課	03-5501-8139
独立行政法人国際交流基金運営費交付金		
酒類業振興支援事業費補助金等	国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室	03-3581-4161
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金	国税庁鑑定企画官	

事業名	担当部署	お問い合わせ先
農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応 (輸出食肉・水産食品安全対策、輸出食品の規制対策等のための研究)	厚生労働省食品監視安全課	03-3595-2337
中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業		
越境EC等利活用促進事業	経済産業省通商政策局貿易振興課	03-3501-6759
中堅・中小企業海外展開支援事業		
物流サービス分野の国際標準化推進事業	国土交通省物流・自動車局国際物流室	03-5253-8800
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業	復興庁企画・国会・風評リスコミ・広報班	03-6328-0269